

第5章

冬期居住による高齢者等の安心安全の確保  
実態把握調査

---



## 第5章 冬期居住による高齢者等の安心安全の確保 - 実態把握調査 -

### 5 - 1 調査の趣旨

---

#### 5 - 1 - 1 冬期居住に関する基本的認識

##### < 冬期居住のとらえ方 >

本調査における冬期居住とは、豪雪地帯の中山間集落等において、高齢者等が住みなれた土地に住み続けるにあたり、冬の生活や雪処理に対する不安を解消し、安心安全な暮らしを確保するため、冬季の期間のみ公的施設等に移住したり、あるいは豪雪時に一時的に避難居住することを想定している。

##### < 冬期居住に関する施策動向 >

これまでの豪雪地帯対策では、冬期居住について本格的な議論はなされてなく、厚生労働省が実施している「生活支援ハウス」(平成2年度より「高齢者生活福祉センター」として実施)の事業の中で、冬期のみ利用している高齢者を受け入れている施設が散見されるにとどまる。

また、総務省の過疎地域を対象とする施策として、「過疎地域集落再編整備事業」があり、その中で「季節居住団地整備事業」がある。冬期間など季節的に居住するための団地整備事業であるが、利用実績はまだない。

近年の国土形成計画の議論において、過疎高齢化の進行が著しい中山間地域の集落対策として、集落移転があらためてクローズアップされており、その中で、季節的な集住という観点からも検討がなされているところである。

##### < 平成18年豪雪を踏まえた冬期居住への社会的関心 >

平成18年豪雪では、雪崩等による集落孤立の問題が社会的に大きく取り上げられ、冬期居住に関する施策の必要性についても関心が高まった。また、豪雪地帯の中山間集落に住む高齢者の冬期生活を支える民生委員やボランティア等の負担・労力も無視できなくなっており、総合的な対応策の検討が望まれている。

#### 5 - 1 - 2 調査目的

豪雪地帯の中山間集落等における高齢者単身世帯等の安心安全な生活を確保するため、冬季の期間のみ移住したり、あるいは豪雪時に一時的に避難居住するための方策について、実現の可能性、今日の問題点、今後の課題等を調査・検討する。

5 - 2 豪雪地帯における冬期居住の現状と課題 - 自治体アンケート結果 -

5 - 2 - 1 アンケート調査の対象自治体及び対象施設

21 市町村から 21 施設（一時避難の 2 施設を含む）を調査

冬期居住の現状と課題をさぐるため、一時避難も含めて冬期居住の実績がありそうな 38 施設を対象として「施設調査票」を、同時に当該施設の立地する自治体 26 市町村を対象として「自治体調査票」を郵送配布し、アンケート調査を行った。その結果、図表 5 - 1 のとおり、21 市町村、21 施設（一時避難の 2 施設を含む）より回答が得られた。

図表 5 - 1 冬期居住施設・一時避難施設の一覧（本調査で確認できた施設）

種類	県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	設置年月	冬期居住開始年	事業名 (事業の種類)	居室数 (室)	冬期居住定員 (人)	併設施設・機能	
A 冬期居住専用施設	A1	秋田県	大館市		大館市「こぶしの家」	H.10.8	H.10.11	市単独事業	8	16	なし
	A2	秋田県	北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」	H.13	H.15.12	国交省補助事業「個性と活力に満ちた雪国創造事業」	8	8	母子生活支援施設
	A3	新潟県	柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」	H.15.8	H.15.11	国交省補助事業「個性と活力に満ちた雪国創造事業」	8	16	なし
	A4	新潟県	十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘」 (シルバーアットホーム)	S.63.9	S.63.12	新潟県補助事業	6	6	老人憩いの家
	A5	新潟県	十日町市	松之山町	藤倉荘 (シルバーアットホーム)	H.12.6	H.12.12	新潟県補助事業	6	6	なし
	A6	新潟県	上越市	牧村	牧高齢者等福祉センター	S.48.12	H.11.12	介護保険関連サービス基盤整備事業、介護予防拠点整備事業および村単独	10	20	公民館、体育館
	A7	新潟県	津南町		津南町福祉アパート	S.34.10	S.61.12		5	6	なし
B 高齢者福祉施設の利用	B1	岩手県	八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス	H.11.4	H.12.4	高齢者生活福祉センター整備事業	10	20	デイサービス、福祉センター、社会福祉協議会事務局
	B2	岩手県	西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」	H.5.7	H.6.11	高齢者生活福祉センター整備事業	7	10	デイサービス
	B3	岩手県	西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」	H.3.8	H.3.11	高齢者生活福祉センター整備事業	14	14	デイサービス
	B4	秋田県	仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」	H.12.4	H.12.11		6	7	特養ホーム、ケアハウス、デイサービス、ショートステイ、グループホーム、居宅支援事業所、訪問介護事業所
	B5	秋田県	上小阿仁村		高齢者生活福祉センター	H.4.12	H.5.2	過疎対策事業	8	8	デイサービス
	B6	秋田県	藤里町		生活支援ハウス「ぶなっち」	H.16.4	H.16.4		11	10	デイサービス、社会福祉協議会
	B7	山形県	鶴岡市	榊引町	くしびき高齢者生活福祉センター	H.13.12	H.14.1	老人居宅生活支援事業		10	デイサービス
	B8	山形県	最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」	H.11.6	H.12.4		10	10	デイサービス、ショートステイ、グループホーム、老人保健施設
	B9	山形県	大蔵村		生活支援ハウス「翠」	H.15.4	H.16.4		6	7	特養ホーム、デイサービス、ショートステイ
	B10	福島県	只見町		高齢者生活福祉センター	H.8.3	H.8.5	社会福祉施設等施設整備事業	9	18	デイサービス
	B11	新潟県	妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」	H.7.3	H.8.12	社会福祉施設等施設整備事業	10	12	デイサービス
C 公営住宅の利用	C1-1	長野県	栄村		村営住宅 森第一団地(1~3号)	S.56.12	S.56.12	第2種村営住宅建設事業	6		なし
	C1-2	長野県	栄村		村営住宅 森第一団地(4, 5号)	S.57.12	S.57.12	"	6		なし
	C1-3	長野県	栄村		村営住宅 森第二団地(6, 7号)	S.58.12	S.58.12	"	6		なし
	C1-4	長野県	栄村		村営住宅 森第二団地(8, 9号)	S.59.12	S.59.12	"	6		なし
	C1-5	長野県	栄村		村営住宅 森第三団地(10, 11号)	S.62.12	S.62.12	"	6		なし

\* このほか、一時避難関連の市町村として、北海道黒松内町、新潟県魚沼市、福井県大野市、長野県飯山市から回答を得た。

■ ヒアリング調査も実施した施設

## 5 - 2 - 2 冬期居住施設の概要

### (1) 施設の種類

冬期居住に供されている施設の種類としては、冬期居住専用施設、高齢者福祉施設（高齢者生活福祉センター等）の利用、公営住宅の利用の3種に分けられる。

また、豪雪時の一時避難施設としては公営住宅、地区集会所等のコミュニティ施設が利用されている。

#### 1) 冬期居住

冬期居住専用施設は国土交通省補助事業、県補助事業等で整備

福祉施設は「高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）」として整備

回答のあった施設のうち冬期居住専用施設は7件（6市町村）であり、うち2件（秋田県北秋田市（旧阿仁町）、新潟県柏崎市（旧高柳町））は国土交通省補助事業の「個性と活力に満ちた雪国創造事業」である。このうち、北秋田市の施設は母子施設を一部転用したものである。新潟県十日町市（旧松之山町）の2件は県の補助事業「シルバーアットホーム」( )によるものであり、うち1件は老人憩いの家を、もう一方は小学校教員住宅を改築・改装したものである。新潟県上越市（旧牧村）の施設は介護保険関連事業によるものであるが、遊休化した中学校の冬期寄宿舍を冬期居住用に改装したものである。津南町の施設は遊休化した公民館を冬期居住用に改装したものである。また、秋田県大館市の施設は市単独の事業による。

高齢者福祉施設の利用は11件（10市町村）であり、冬期居住の中では最も多い施設パターンとなっている。これらのうち10件は厚労省補助事業による「高齢者生活福祉センター」（生活支援ハウス）の一時利用として冬期間宿泊するものである。いずれもデイサービス施設を併設しており、その他ショートステイ施設、特別養護老人ホーム、グループホーム等との併設もみられる。

公営住宅の利用例は長野県栄村の1件のみである。市町村営住宅は豪雪時の一時避難の場として多くの市町村で利用されているが、栄村の場合は村営住宅団地（5か所）の一部を冬期居住用に提供しているものである。

〔参考〕新潟県の「シルバーアットホーム」事業の概要

「山間豪雪地帯における一人暮らし高齢者等に対し、冬期間の生活の場を提供することにより、高齢者の在宅援護の万全と生きがいの高揚に資する」目的で、昭和63年（1988年）より開始された新潟県の補助事業。遊休公共施設の一部改造によって個室を3、4室設けることとされ、利用期間はおおむね12月1日～翌年3月31日まで。既存施設改修費（基準額220万円）の2分の1を県が補助するもの。

#### 2) 一時避難施設

公営住宅、公民館・集会所、コミュニティ施設、社会教育施設、温泉旅館を活用

豪雪時の一時避難施設としては、市町村営住宅が最も多く、地区公民館・集会所などのコミュニティ施設、その他社会教育施設なども利用されている。また、温泉旅館などを利用するケースも一部に見られる。

(2) 施設の設置主体、運営主体

設置は全て市町村、管理は直営、社協、社会福祉法人

施設の種類ごとに設置主体、運営主体についてみると次のことがわかる。

冬期居住専用施設の中で、大館市及び新潟県津南町の施設は、設置は市町であるが運営は社会福祉協議会となっている。他は設置・運営とも市町となっている。

高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）については、市町村設置がほとんどであるが、運営は社会福祉協議会や社会福祉法人によるものが多い。設置・運営とも市町村である施設は2施設（秋田県上小阿仁村、新潟県妙高市）となっている。

長野県栄村の村営住宅団地は設置・運営とも村となっている。

図表5-2 冬期居住施設の設置主体・運営主体

種類		県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	設置主体	運営主体
A 冬期居住専用施設	A1	秋田県	大館市		大館市「こぶしの家」	大館市	大館市社会福祉協議会
	A2	秋田県	北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」	北秋田市	北秋田市
	A3	新潟県	柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」	柏崎市	柏崎市
	A4	新潟県	十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘」 (シルバー・アットホーム)	十日町市	十日町市
	A5	新潟県	十日町市	松之山町	藤倉荘 (シルバー・アットホーム)	十日町市	十日町市
	A6	新潟県	上越市	牧村	牧高齢者等福祉センター	上越市	上越市
	A7	新潟県	津南町		津南町福祉アパート	津南町	津南町社会福祉協議会
B 高齢者福祉施設の利用	B1	岩手県	八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス	安代町	社会福祉法人「安代会」
	B2	岩手県	西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」	西和賀町	社会福祉法人「やすらぎ会」
	B3	岩手県	西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」	西和賀町	西和賀町社会福祉協議会
	B4	秋田県	仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」	社会福祉法人「県南ふくし会」	
	B5	秋田県	上小阿仁村		高齢者生活福祉センター	上小阿仁村	上小阿仁村
	B6	秋田県	藤里町		生活支援ハウス「ぶなっち」	藤里町	
	B7	山形県	鶴岡市	櫛引町	くしびき高齢者生活福祉センター	鶴岡市	社会福祉法人、鶴岡市社会福祉協議会櫛引福祉センター
	B8	山形県	最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」	最上町	
	B9	山形県	大蔵村		生活支援ハウス「翠」	社会福祉法人「大蔵福祉会」	
	B10	福島県	只見町		高齢者生活福祉センター	只見町	社会福祉法人南会津会
	B11	新潟県	妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」	妙高市	妙高市
C 公営住宅の利用	C1-1 ~5	長野県	栄村		村営住宅 森第一～第三団地	栄村	栄村

■ ヒアリング調査も実施した施設

## (3) 施設整備に用いた事業名

事業の名称としては、前述したように、冬期居住専用施設では、2施設（北秋田市、柏崎市）が「個性と活力に満ちた雪国創造事業」（国交省補助事業）2施設（十日町市）が新潟県補助事業の「シルバーアットホーム事業」、他は、介護保険関連事業及び市町村単独事業（上越市）、市町村単独事業（大館市）である。

高齢者生活福祉センターは厚労省補助事業だが、事業名としては「高齢者生活福祉センター整備事業」のほか、「過疎対策事業」（秋田県上小阿仁村）「老人居宅生活支援事業」（山形県鶴岡市）「社会福祉施設等施設整備事業」（福島県只見町、新潟県妙高市）として行われるケースもある。

## (4) 整備時期

多くは平成以降、ここ10年間で整備

冬期居住としての開始年についてみると、冬期居住専用施設の場合、新潟県津南町及び十日町市（「松寿荘」）は昭和60年代初頭であるが、他は平成10年以降となっている。北秋田市及び柏崎市は平成15年と最も新しい。ただし、施設の建設年で見ると、新潟県上越市の中学校の冬期寄宿舎を改装した施設は昭和40年代後半、津南町の施設は昭和30年代半ばであり、老朽化が進んでいる。

高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）における冬期居住の開始年は平成3～8年が5件、平成10年以降が5件となっており、秋田県藤里町及び山形県大蔵村の施設が平成16年と最も新しい。秋田県仙北市（旧西木村）の特養ホーム内施設は平成12年となっている。

長野県栄村の村営住宅団地は昭和50年代半ば～60年代初めに建設され、同時に冬期居住も開始されたものである。

## (5) 物的な整備状況

## 1) 居室数・収容定員

大半の施設が10室以下

居室数、収容定員の状況を施設の種類別にみると次のとおりである。

冬期居住専用施設については、居室数は最少で5室（津南町）、最多で10室（上越市）、平均7.3室となっており、定員は最少で6人（津南町、十日町市の2施設）、最多で20人（上越市）、平均11.1人となっている。

高齢者福祉施設では、最少で6室（仙北市、大蔵村）、最多で14室（岩手県西和賀町「悠々館」）、平均は9.1室となっている。また、定員は最少で7人（仙北市、大蔵村）、最多で20人（八幡平市）、平均11.5人となっており、居室数では冬期居住専用施設をやや上回るが、定員は冬期居住専用施設とほぼ同数となっている。

長野県栄村の村営住宅は1カ所に付きいずれも6室となっている。

図表 5 - 3 冬期居住施設の居室数・収容定員

種類		県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	居室数 (室)	定員数 (人)
A 冬期居住 専用施設	A1	秋田県	大館市		大館市「こぶしの家」	8	16
	A2	秋田県	北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」	8	8
	A3	新潟県	柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」	8	16
	A4	新潟県	十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘」(シルバー-アットホーム)	6	6
	A5	新潟県	十日町市	松之山町	藤倉荘(シルバー-アットホーム)	6	6
	A6	新潟県	上越市	牧村	牧高齢者等福祉センター	10	20
	A7	新潟県	津南町		津南町福祉アパート	5	6
					小 計	51	78
				平 均	7.3	11.1	
B 高齢者福祉 施設の利用	B1	岩手県	八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス	10	20
	B2	岩手県	西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」	7	10
	B3	岩手県	西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」	14	14
	B4	秋田県	仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」	6	7
	B5	秋田県	上小阿仁村		高齢者生活福祉センター	8	8
	B6	秋田県	藤里町		生活支援ハウス「ぶなっち」	11	10
	B7	山形県	鶴岡市	櫛引町	くしびき高齢者生活福祉センター		10
	B8	山形県	最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」	10	10
	B9	山形県	大蔵村		生活支援ハウス「翠」	6	7
	B10	福島県	只見町		高齢者生活福祉センター	9	18
	B11	新潟県	妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」	10	12
				小 計	91	126	
				平 均	9.1	11.5	
C 公営住宅 の利用	C1-1	長野県	栄村		村営住宅 森第一団地(1~3号)	6	
	C1-2	長野県	栄村		村営住宅 森第一団地(4、5号)	6	
	C1-3	長野県	栄村		村営住宅 森第二団地(6、7号)	6	
	C1-4	長野県	栄村		村営住宅 森第二団地(8、9号)	6	
	C1-5	長野県	栄村		村営住宅 森第三団地(10、11号)	6	
					小 計	30	
				平 均	6		
				計	172		
				全体平均	7.8		

■ヒアリング調査も実施した施設

## 2) 居室内の設備・機能

## ) 冬期居住専用施設

大半の施設では「収納スペース」、「暖房器具」はあるが

その他の設備は施設によりマチマチ

冬期居住専用 7 施設について、居室内の設備・備品の状況をみると、台所が居室にあるのは 4 施設（北秋田市、柏崎市、上越市、津南町）である。津南町は居室と共用部分の両方に台所がある。トイレ、洗面台、浴室（シャワー付）が居室にあるのは柏崎市のみである。収納、ストーブ等の暖房器具は津南町を除いていずれの施設も備えているが、エアコンは柏崎市のみ設置されている。テレビは 3 施設で、冷蔵庫は 2 施設で備えられている。洗濯機は北秋田市のみ備えられている。電話が居室に設置されている施設はない。

柏崎市は、居室内の備品が特に充実しており、基本的な生活のほとんどが居室内で充足し、生活の個別化が進んでいる。一方、津南町は居室には台所があるだけで、生活用品のほとんどが入居者の持ち込みとなっている。また、北秋田市はテレビ、冷蔵庫、洗濯機などの生活必需電化製品が最も充実していることが特徴である。

緊急連絡システムが設置されているのは大館市と柏崎市のみである。

## ) 高齢者福祉施設

多くの施設で「台所」、「トイレ」、「収納スペース」、

「暖房器具」、「テレビ」、「冷蔵庫」が充実

高齢者福祉施設（11 施設）について、居室内の設備・備品の状況をみると、台所は西和賀町（「悠々館」）、仙北市を除いて居室に設置されている（西和賀町「悠々館」では台所は共用のみ、仙北市は併設の給食を必ず利用するため居住者用の台所はない）。トイレも西和賀町（「悠々館」）、仙北市を除いていずれも居室に設置されているが、浴室が居室に設置されている施設はない。洗面台が居室にあるのは西和賀町（「かたくりの園」）、藤里町のみである。収納は仙北市、最上町、大蔵村を除く 8 施設に設置され、ストーブ等の暖房器具かエアコンはいずれの施設も設置されている（エアコンは 6 施設で設置）。テレビは 2 施設を除いて、冷蔵庫は 1 施設を除いていずれも備えられている。一方、洗濯機が居室にあるのは藤里町のみである。また居室に電話があるのは 3 施設（西和賀町、藤里町、最上町）である。

7 施設で緊急連絡システムが設置されており、その点では冬期専用施設よりも充実している。

藤里町の施設は緊急連絡システムは整備されていないが、その他の居室内の設備・備品の面では高齢者福祉施設の中で最も充実しており、冬期居住専用施設の柏崎市と同様、基本的な生活のほとんどが居室内で充足する施設となっている。

## ) 公営住宅

長野県栄村の村営住宅 5 カ所の場合、一般入居者用の部屋を利用しており、いずれも居室に台所、トイレ、洗面台、浴室、収納スペースを備えている。

図表 5 - 4 冬期居住施設の居室内の設備・機能

種類		県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	台所	トイレ	洗面台	浴室	シャワー	収納スペース	暖房器具	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	電話	緊急連絡システム	その他	
A 冬期居住専用施設	A1	秋田県	大館市		大館市「こぶしの家」															
	A2	秋田県	北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」															
	A3	新潟県	柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」															
	A4	新潟県	十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘（シルバーアットホーム）」															
	A5	新潟県	十日町市	松之山町	藤倉荘（シルバーアットホーム）」															
	A6	新潟県	上越市	牧村	牧高齢者等福祉センター															
	A7	新潟県	津南町		津南町福祉アパート															
B 高齢者福祉施設の利用	B1	岩手県	八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス															
	B2	岩手県	西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」															
	B3	岩手県	西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」															
	B4	秋田県	仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」															
	B5	秋田県	上小阿仁村		高齢者生活福祉センター															
	B6	秋田県	藤里町		生活支援ハウス「ふなっち」															
	B7	山形県	鶴岡市	榊引町	くしびき高齢者生活福祉センター															
	B8	山形県	最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」															
	B9	山形県	大蔵村		生活支援ハウス「翠」															
	B10	福島県	只見町		高齢者生活福祉センター															
	B11	新潟県	妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」															
C 公営住宅の利用	C1-1 ~5	長野県	栄村		村営住宅 森第一～第三団地															

■ ヒアリング調査も実施した施設

### 3) 共用の設備・機能

#### 冬期居住専用施設

#### 「浴室」、「ホール・談話室」、「洗濯室」の機能が充実

冬期居住専用7施設について、共用の設備・備品の状況をみると、台所が居室内になく共用部分のみとなっているのは十日町市の2施設であり、津南町は居室内と共用部分の両方に台所がある。大館市は施設としての食事サービスがあるため、居住者用の台所はないが食堂がある。十日町市（「藤倉荘」）は共用の台所に食堂を備えている。浴室は柏崎市を除きいずれも共用となっている。また、津南町を除きいずれもホールや談話室がある。共用の電話は4施設で設置されている。

その他、敷地内で、または隣接の土地を借りるなどして、居住者が耕作できる畑のある施設（柏崎市など）もある（アンケート票には記載はないがヒアリング時に確認）。

）高齢者福祉施設

「浴室」、「ホール・談話室」、「洗濯室」、「電話」の機能が充実

高齢者福祉施設（11施設）について、共用の設備・備品の状況をみると、6施設で居室内と共用部分の両方に台所がある。仙北市は併設の給食を必ず利用するため、居室にも共用部分にも台所はない。他の3施設（西和賀町「かたくりの園」、只見町、妙高市）は台所が居室内のみ設置されている。約半数の施設（6施設）に食堂がある。

また、高齢者福祉施設の場合、浴室はいずれも共用となっている。1施設を除き洗濯室がある。また、いずれの施設にもホールまたは談話室がある。5施設では庭があり、八幡平市（旧安代町）では居住者用の畑がある。

）公営住宅

長野県栄村の村営住宅5カ所の場合、いずれも居室内の設備・備品のみとなっており、共用の設備・備品はない。

図表 5 - 5 冬期居住施設の共用の設備・機能

種類	県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	食堂	台所	浴室	ホール・談話室	作業部屋	洗濯室	電話	庭	その他
A 冬期居住専用施設	A1	秋田県	大館市		大館市「こぶしの家」								
	A2	秋田県	北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」								
	A3	新潟県	柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」								
	A4	新潟県	十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘（シルバー・アットホーム）」								
	A5	新潟県	十日町市	松之山町	藤倉荘（シルバー・アットホーム）」								
	A6	新潟県	上越市	牧村	牧高齢者等福祉センター								
	A7	新潟県	津南町		津南町福祉アパート								
B 高齢者福祉施設の利用	B1	岩手県	八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス								
	B2	岩手県	西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」								
	B3	岩手県	西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」								
	B4	秋田県	仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」								
	B5	秋田県	上小阿仁村		高齢者生活福祉センター								
	B6	秋田県	藤里町		生活支援ハウス「ぶなっち」								
	B7	山形県	鶴岡市	榊引町	くしびき高齢者生活福祉センター								
	B8	山形県	最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」								
	B9	山形県	大蔵村		生活支援ハウス「翠」								
	B10	福島県	只見町		高齢者生活福祉センター								
	B11	新潟県	妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」								
C 公営住宅の利用	C1-1 ~5 長野県	栄村		村営住宅 森第一～第三団地									

■ ヒアリング調査も実施した施設

4) 併設施設の概要

冬期居住専用施設では「母子施設」、「老人憩いの家」、「公民館」、「体育館」

高齢者福祉施設では「デイサービスセンター」、「ショートステイ」の併設が目立つ

併設施設を有しているのは、冬期居住専用施設では3施設である。北秋田市の場合、母子施設の1階を改装して冬期居住施設に転用したものである。現在も2階は母子生活支援施設となっており、母子施設の職員が同時に冬期居住施設の管理を兼ねている。十日町市（「松寿荘」）は老人憩いの家の2階を冬期居住用に転用したものであり、現在も1階は老人憩いの家となっている。また、遊休化した小学校教員住宅を改築したのが上越市の施設であり、改装後は公民館と体育館を併設している。

高齢者福祉施設では、いずれもデイサービス施設を併設している。デイサービス施設に加え、八幡平市では福祉センター、社会福祉協議会事務局を、山形県最上町ではショートステイ、グループホーム、老人保健施設を、藤里町では社会福祉協議会を、また、山形県大蔵村の施設では特別養護老人ホーム及びショートステイ施設を併設している。仙北市の施設は特別養護老人ホーム内の施設であり、デイサービス、ケアハウス、ショートステイ、グループホーム、居宅支援事業所、訪問介護事業所を併設し、総合的な高齢者福祉施設となっている。

〔参考〕老人福祉施設の概要

1 施設サービス

施設種類	概要
特別養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者（いわゆる要介護高齢者）であり、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させる施設。
軽費老人ホーム（ケアハウス）	60歳以上の者（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められ又は高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者を低額な料金で利用させる施設。 入所者の生活相談、食事サービスの提供等及び緊急時の対応を行う。入所者が個別の介護等を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスを利用する。

2 在宅サービス

施設種類	概要
ショートステイ	要介護高齢者の介護者に代わって当該要介護高齢者を一時的に入所させる必要がある場合に短期間、老人ホーム等に入所させることにより、介護家族等の負担の軽減を図り、要介護高齢者及び家族の福祉の向上を図る事業（ショートステイ事業）を実施する。老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホームにおいて実施。
デイサービスセンター	在宅の要介護高齢者等を送迎リフトバス等を用いてデイサービスセンターに来所させ、又は居宅に訪問して各種のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上を図り、介護している家族の負担の軽減を図ることを目的とした事業（老人デイサービス運営事業）を実施する。
認知症高齢者グループホーム	共同生活を営む認知症高齢者に対し、家庭的な環境の中で生活援助員による生活上の指導・援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、問題行動を減少させ、認知症高齢者が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援する。
高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）	老人デイサービスセンター等に居住部門を合わせて整備し、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する。

資料：千葉県高齢者福祉課 HP より加工

## (6) 施設の運営状況

## 1) 利用期間

11月・12月1日から3月・4月末までの利用期間が多い

利用期間についてみると、開始時期として最も早いのは北秋田市の10月1日である。他は11月1日と12月1日がそれぞれ7施設で同数となっている。終了時期は、3月末日と4月末日がそれぞれ7施設で同数となっている(北秋田市は4月9日)。雪が多く消雪の遅い場合や入居者の特別な事情により延長可能な施設も存在する。また、高齢者福祉施設では、一時避難的・短期的な利用として特に期間の定めのない施設も4施設ある。

図表5-6 冬期居住施設の利用期間

種類	県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	開始時期		終了時期		例外	
					月	日	月	日		
A 冬期居住専用施設	A1	秋田県	大館市		大館市「こぶしの家」	11	1	3	31	
	A2	秋田県	北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」	10	1	3	31	雪消えが遅い時は4月末～5月上旬の利用となる。
	A3	新潟県	柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」	11	1	4	9	
	A4	新潟県	十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘」(シルバーアットホーム)	12	1	3	31	
	A5	新潟県	十日町市	松之山町	藤倉荘(シルバーアットホーム)	12	1	3	31	
	A6	新潟県	上越市	牧村	牧高齢者等福祉センター	12	1	4	30	
	A7	新潟県	津南町		津南町福祉アパート	12	1	3	31	豪雪により消雪が遅れた時、期間変更可。
B 高齢者福祉施設の利用	B1	岩手県	八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス	11	1	4	30	
	B2	岩手県	西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」	11	1	4	30	
	B3	岩手県	西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」	11	1	4	30	
	B4	秋田県	仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」	11	1	4	30	
	B5	秋田県	上小阿仁村		高齢者生活福祉センター	11	1	3	31	
	B6	秋田県	藤里町		生活支援ハウス「ぶなっち」					特になし、入居者の希望による。
	B7	山形県	鶴岡市	櫛引町	くしびき高齢者生活福祉センター					本施設は一時避難施設。
	B8	山形県	最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」					通年利用可能(ただし、冬期間のみの利用も可能)
	B9	山形県	大蔵村		生活支援ハウス「翠」					
	B10	福島県	只見町		高齢者生活福祉センター	12		4		
	B11	新潟県	妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」	12	1	3	31	豪雪や家事の都合により延期する場合もある。
C 公営住宅の利用	C1-1~5	長野県	栄村		村営住宅 森第一～第三団地	12		4		

■ ヒアリング調査も実施した施設

## 2) 入居条件

入居者の条件は「65歳以上」、「高齢単身・高齢夫婦」、「自立した生活が可能な者」

入居条件については、ほとんどの施設において年齢はおおむね65歳以上(北秋田市、八幡平市、藤里町はおおむね60歳以上)で、一人暮らしが高齢者夫婦のみ世帯となっている。身体条件としては、身のまわりのことは自分できること、介助を必要としないこと、入院、治療をしていないこと、認知症でないことなど、おおむね生活が自立した高齢者を対象としている。

冬期居住特有の要件としては、「冬期の除雪や健康面において、在宅で生活することが困難な人、または不安のある人」(大館市、柏崎市、津南町、上阿仁村)などが挙げられている。

長野県栄村の村営住宅の場合は、一般入居者と同様、「同居の親族がいること、低所得であること、住宅事情に困窮していること」が条件となっている

図表5-7 冬期居住施設の入居条件

種類	県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	入居条件	
A 冬期居住専用施設	A1	秋田県	大館市		大館市「こぶしの家」	65歳以上の一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯、その他生活に不安を持つと認められる世帯で、自宅での冬期間の生活が困難と思われる世帯。
	A2	秋田県	北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」	おおむね60歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯であって、独立して生活することに不安のある者、かつ施設での生活が可能な者。
	A3	新潟県	柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」	65歳以上の高齢者のみの世帯で、高齢のため冬期間の自宅の除排雪が困難で、独立して生活することが不安であるが、自立した日常生活ができる人。
	A4	新潟県	十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘」(シルバー・アットホーム)	おおむね65歳以上で、生活がおおむね自立している人。
	A5	新潟県	十日町市	松之山町	藤倉荘(シルバー・アットホーム)	おおむね65歳以上で、生活がおおむね自立している人。
	A6	新潟県	上越市	牧村	牧高齢者等福祉センター	高齢世帯、高齢者と障害者の世帯、高齢者と児童のみの世帯。
	A7	新潟県	津南町		津南町福祉アパート	冬期間、雪による日常生活の困難と、精神的、肉体的苦悩を和らげ自宅で積雪の中、過ごすことが困難な一人暮らしの老人など。
B 高齢者福祉施設の利用	B1	岩手県	八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス	当市の住所を有する原則60歳以上の独り暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者。又は家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者。
	B2	岩手県	西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」	おおむね65歳以上で、常時介護は必要としないが、高齢等のため独立して生活することに不安があると認められる高齢者のみ世帯、養護老人ホーム待機者、要介護状態の改善等により特別養護老人ホームを退所した者
	B3	岩手県	西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」	おおむね65歳以上で、常時介護は必要としないが、高齢等のため独立して生活することに不安があると認められる高齢者のみ世帯、養護老人ホーム待機者、要介護状態の改善等により特別養護老人ホームを退所した者
	B4	秋田県	仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」	
	B5	秋田県	上小阿仁村		高齢者生活福祉センター	冬期に居宅において生活することに不安(除雪、健康等)のある者。
	B6	秋田県	藤里町		生活支援ハウス「ぶなっち」	おおむね60歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある者及び家族等による援助を受けることが困難な者
	B7	山形県	鶴岡市	榊引町	くしびき高齢者生活福祉センター	鶴岡市に在住するおおむね65歳以上の一人暮らし及び夫婦のみの世帯で、入院、治療をしていない方でADLが自立。精神異常、認知症ではない方
	B8	山形県	最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」	65歳以上(夫婦でも可)で、高齢や健康面等から、一人暮らしや高齢者のみの生活に不安があり、最上町内におおむね10年以上在住している人。
	B9	山形県	大蔵村		生活支援ハウス「翠」	
	B10	福島県	只見町		高齢者生活福祉センター	本町に住所を有するおおむね65歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみ世帯でおおむね自立して生活できる人。
	B11	新潟県	妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」	
C 公営住宅の利用	C1-1 ~5	長野県	栄村		村営住宅 森第一~第三団地	同居の親族があること。低所得者であること。住宅事情に困窮していること。

■ ヒアリング調査も実施した施設

3) 入居者決定の過程

入居者判定委員会等が決定する仕組みを持つ自治体がある

入居を決定する過程としては、「民生委員の推薦及び保健師が認めた者」(十日町市)「入居者判定委員会で決定」(鶴岡市)「入居判定委員会の意見を聴いた上で、町長が決定」(柏崎市)「町長が地域ケア会議等の意見を聴いて決定」(西和賀町、藤里町)などがある。

4) 利用料金

最低は無料から月額1万円未満、最高は月額6万円強

利用料金についてみると、19施設(栄村の村営住宅5か所は1施設と数える)のうち7施設が入居者に一律の料金を設定している。その中でも日額の計算によるものと月額のものがある。日額の場合も1か月の金額にして比較してみると、食事サービスを必ず利用する施設(大館市、仙北市)は食事代も利用料に含まれているとみられ、月50,000~70,000円程度となっている。また食事サービスのない施設の場合は月5,000円~15,000円程度となっている。その他の施設は所得に応じて段階的に利用料を設定しており、低所得者の場合は無料の場合もあり、最高で50,000円程度となっている。

その他の負担についてみると、水道光熱費は約半数の施設が自己負担となっている。しかし、水道光熱費の負担はないが、毎月「共益費」として2,000~7,000円程度を負担したり、また、冬の除雪費や暖房費を3,000円程度負担する施設(3施設:このうち藤里町は10~3月の水道光熱費が4~9月より3,000円上乘せとなる)がある。

図表5-8 冬期居住施設の利用料金・その他の負担金の概要

種類	県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	利用料金		月額(30日)換算の利用料金	その他の負担
					一律/段階設定	金額		
A 冬期居住専用施設	A1	秋田県 大館市		大館市「こぶしの家」	一律	1,850円/日	55,500円/月	なし
	A2	秋田県 北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」	一律	1人500円/日、2人700円/日	15,000円/月	なし
	A3	新潟県 柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」	段階設定	10,000~15,000円/月(3段階)	-	共益費7,000円/月、12月~3月は除雪費3,000円/月
	A4	新潟県 十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘」(シルバーアパート)	一律	7,000円/月	-	なし
	A5	新潟県 十日町市	松之山町	藤倉荘(シルバーアパート)	一律	7,000円/月	-	なし
	A6	新潟県 上越市	枚村	枚高齢者等福祉センター	段階設定	7,000~31,000円/月(9段階)	-	電話料
	A7	新潟県 津南町		津南町福祉アパート	一律	6畳:5,000円/月、8畳:7,000円/月	-	入居者数で按分した額を配賦徴収
B 高齢者福祉施設の利用	B1	岩手県 八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス	段階設定	0~30,000円/月(6段階)	-	水道光熱費、11~4月は暖房費3,000円/月
	B2	岩手県 西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」	段階設定	0~30,000円/月(10段階)	-	電気料金、共益費(水道、管理費として)2,000円/月
	B3	岩手県 西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」	段階設定	0~30,000円/月(10段階)	-	電気料金、共益費(水道、管理費として)2,000円/月
	B4	秋田県 仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」	一律	2,200円/日(生活保護受給者:1,300円/日)	66,000円/月	なし
	B5	秋田県 上小阿仁村		高齢者生活福祉センター	段階設定	0~50,000円/月(14段階)	-	水道光熱費(4~10月:400円/日、11~3月:600円/日)
	B6	秋田県 藤里町		生活支援ハウス「ぶなっち」	段階設定	0~50,000円/月(14段階)	-	水道光熱費 4~9月:9,000円/月、10~3月:12,000円/月
	B7	山形県 鶴岡市	楢引町	くしひき高齢者生活福祉センター	段階設定	0~30,000円/月(10段階)	-	水道光熱費
	B8	山形県 最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」				水道光熱費
	B9	山形県 大蔵村		生活支援ハウス「翠」				水道光熱費
	B10	福島県 只見町		高齢者生活福祉センター	段階設定	0~50,000円/月(14段階)	-	水道光熱費
	B11	新潟県 妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」				水道光熱費、電話代、洗濯機使用料
C 公営住宅の利用	C1-1	長野県 栄村		村営住宅 森第一団地(1~3号)	一律	9,100円/月(但し月収123,000円以下)	-	水道光熱費
	C1-2	長野県 栄村		村営住宅 森第一団地(4、5号)	一律	9,400円/月(但し月収123,000円以下)	-	水道光熱費
	C1-3	長野県 栄村		村営住宅 森第二団地(6、7号)	一律	9,400円/月(但し月収123,000円以下)	-	水道光熱費
	C1-4	長野県 栄村		村営住宅 森第二団地(8、9号)	一律	10,600円/月(但し月収123,000円以下)	-	水道光熱費
	C1-5	長野県 栄村		村営住宅 森第三団地(10、11号)	一律	11,500円/月(但し月収123,000円以下)	-	水道光熱費

■ヒアリング調査も実施した施設

5) 食事の提供の有無

基本は自炊。高齢者配食サービスを部分的に利用

冬期居住専用施設では、大館市を除いて食事サービスはなく、いずれも自炊となっている。社協等の高齢者配食サービスを補助的に利用している場合（北秋田市、柏崎市、十日町市の2施設など）もある。

高齢者生活福祉施設の場合、仙北市は自炊設備がなく、併設施設の給食利用のみとなっているが、4施設（八幡平市、上小阿仁村、最上町、只見町）は食事サービスがなく自炊となっている。他は併設の給食サービスを利用できるが、居室内にも台所があり（西和賀町「悠々館」は共用）自炊も可能となっている。

6) 管理体制

多くの施設では職員が24時間常駐

常駐職員配置などの管理体制をみると、冬期居住専用施設では、大館市はシルバー人材センターを介して日中・夜間とも管理人が配置されている。北秋田市では母子施設と併設のため、母子施設職員が日中・夜間とも常駐している。十日町市の2施設についても日中・夜間とも職員が配置されている。他の3施設は日中・夜間とも常駐職員は配置されていない。

高齢者福祉施設では職員を配置していない施設はないが、夜間には配置されていない施設が3施設（仙北市、大蔵村、只見町）ある。長野県栄村の村営住宅については、通常の入居者と同様管理人は配置されていない。

また、居室内の緊急通報システムが整備されているのは、冬期居住専用施設では7施設のうち2施設のみ、高齢者福祉施設では11施設のうち6施設となっている。

図表5-9 冬期居住施設の管理体制

種類		県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	常駐職員数	うち日中	うち夜間
A 冬期居住専用施設	A1	秋田県	大館市		大館市「こぶしの家」	1	1	1
	A2	秋田県	北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」	4	2	1
	A3	新潟県	柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」	-	-	-
	A4	新潟県	十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘」(シルバーアットホーム)	2	1	1
	A5	新潟県	十日町市	松之山町	藤倉荘(シルバーアットホーム)	2	1	1
	A6	新潟県	上越市	牧村	牧高齢者等福祉センター	-	-	1
	A7	新潟県	津南町		津南町福祉アパート	-	-	-
B 高齢者福祉施設の利用	B1	岩手県	八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス	5	1	1
	B2	岩手県	西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」	-	-	1
	B3	岩手県	西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」	2	1	1
	B4	秋田県	仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」	1	1	-
	B5	秋田県	上小阿仁村		高齢者生活福祉センター	2	2	1
	B6	秋田県	藤里町		生活支援ハウス「ぶなっち」	1	1	1
	B7	山形県	鶴岡市	櫛引町	くしびき高齢者生活福祉センター	2	2	1
	B8	山形県	最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」	2	1	1
	B9	山形県	大蔵村		生活支援ハウス「翠」	1	1	-
	B10	福島県	只見町		高齢者生活福祉センター	1	1	-
	B11	新潟県	妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」	5	1	1
C 公営住宅の利用	C1-1 ~5	長野県	栄村		村営住宅 森第一～第三団地	-	-	-

■ヒアリング調査も実施した施設

## 5 - 2 - 3 冬期居住施設の利用状況

## ( 1 ) 過去 5 年間の入居者数の推移

通年利用は横ばい 冬期居住利用者は平成 17 年、平成 18 年と増加

## ) 冬期居住専用施設

冬期居住専用施設の場合、現在の冬期居住者は最少で 1 人、最多で 9 人、7 施設平均で 5.1 人となっている。柏崎市を除いて通年利用者はなく、全員が冬期居住者である。柏崎市の施設は冬期居住専用施設として発足しながら居住者の様々な事情により通年利用に移行し、現在は通年利用者がほとんどを占めている。

冬期居住について過去 5 年間の推移をみると、平成 18 年は豪雪年であったため、北秋田市、上越市の施設で特に入居者の増加をみた。5 年間の増減をみると、北秋田市、十日町市「藤倉荘」及び上越市の施設は漸増しているが、十日町市「松寿荘」、津南町の施設では漸減している。

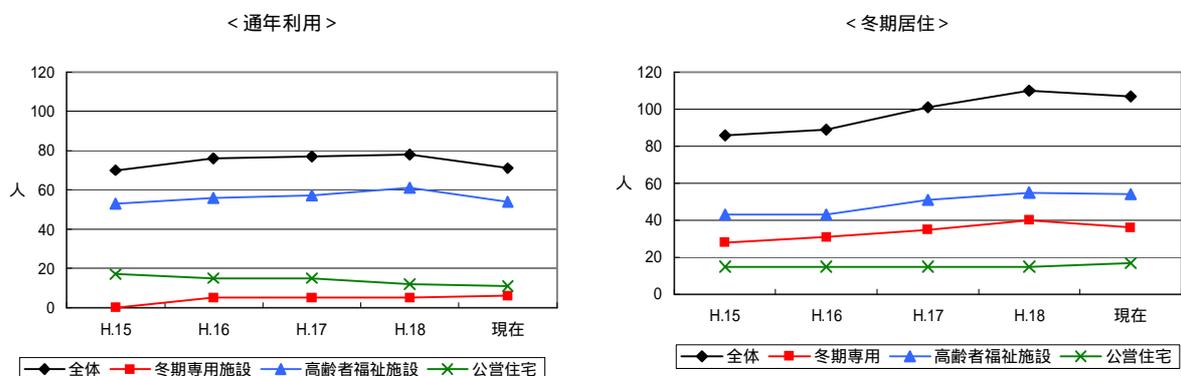
## ) 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設の場合、現在の冬期居住者は 11 施設平均で 4.9 人であり、冬期居住専用施設とほぼ同数となっている。また、11 施設を合計すると、通年利用と冬期居住は同数となっている。現在通年利用者のみで冬期居住者のいない施設が 3 施設（いずれも山形県）ある一方、岩手県西和賀町（「悠々館」）は 16 人のうち冬期居住者が 14 人とほとんどを占めている。これは同施設が温泉地にあり温泉を利用した大浴場を備えていることが影響しているものと思われる。

## ) 公営住宅

長野県栄村の村営住宅利用では、現在の冬期居住者数は 1 か所平均 3.4 人であり、うち 4 か所は冬期居住者が通年利用者を上回っており、5 か所を合計すると 6 割が冬期居住となっている。

図表 5 - 10 過去 5 年間の入居者数の推移 ( 1 )



注) 各年の 2 月現在の数値。現在とは H19 年 2 月を意味する。

図表5-11 過去5年間の入居者数の推移(2)

種類	道県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	平成15年			平成16年			平成17年			平成18年			現在			
					総数	通年利用	冬期居住	総数	通年利用	冬期居住	総数	通年利用	冬期居住	総数	通年利用	冬期居住	総数	通年利用	冬期居住	
A 冬期居住専用施設	A1	秋田県	大館市		大館市「こぶしの家」	7	-	7	6	-	6	5	-	5	7	-	7	5	-	5
	A2	秋田県	北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」	2	-	2	3	-	3	4	-	4	8	-	8	6	-	6
	A3	新潟県	柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」	施設整備前			5	5	-	8	5	3	7	5	2	7	6	1
	A4	新潟県	十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘」(シルバ-アットホーム)	7	-	7	7	-	7	6	-	6	5	-	5	5	-	5
	A5	新潟県	十日町市	松之山町	藤倉荘(シルバ-アットホーム)	3	-	3	4	-	4	4	-	4	4	-	4	6	-	6
	A6	新潟県	上越市	牧村	牧高齢者等福祉センター	3	-	3	5	-	5	8	-	8	10	-	10	9	-	9
	A7	新潟県	津南町		津南町福祉アパート	6	-	6	6	-	6	5	-	5	4	-	4	4	-	4
	A計					28	0	28	36	5	31	40	5	35	45	5	40	42	6	36
A平均					4.7		4.7	5.1		4.4	5.7		5.0	6.4		5.7	6.0		5.1	
B 高齢者福祉施設の利用	B1	岩手県	八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス	20	10	10	21	12	9	20	10	10	23	13	10	19	9	10
	B2	岩手県	西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」	10	4	6	10	4	6	8	4	4	9	4	5	6	-	6
	B3	岩手県	西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」	14	2	12	14	4	10	14	3	11	18	2	16	16	2	14
	B4	秋田県	仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」	8	-	8	7	-	7	7	-	7	8	-	8	8	-	8
	B5	秋田県	上小阿仁村		高齢者生活福祉センター生活支援ハウス	8	8	0	8	8	-	7	6	1	8	7	1	8	6	2
	B6	秋田県	藤里町		「ふなっち」	施設整備前			4	4	-	9	5	4	10	6	4	10	6	4
	B7	山形県	鶴岡市	櫛弓町	くしひき高齢者生活福祉センター	6	6	-	7	7	-	9	9	-	6	6	-	7	7	-
	B8	山形県	最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」	10	10	-	13	5	4	10	8	1	11	8	-	11	8	-
	B9	山形県	大蔵村		生活支援ハウス「翠」	施設整備前			施設整備前			4	3	1	4	3	1	6	6	-
	B10	福島県	只見町		高齢者生活福祉センター	10	5	5	10	5	5	11	5	6	11	6	5	11	5	6
	B11	新潟県	妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」	10	8	2	9	7	2	10	4	6	11	6	5	9	5	4
B計					96	53	43	103	56	43	109	57	51	119	61	55	111	54	54	
B平均					10.7	5.9	4.8	10.3	5.6	4.3	9.9	5.2	4.6	10.8	5.5	5.0	10.1	4.9	4.9	
C 公営住宅の利用	C1-1	長野県	栄村		村営住宅 森第一団地(1~3号)	8	2	6	7	1	6	7	1	6	7	1	6	7	1	6
	C1-2	長野県	栄村		村営住宅 森第一団地(4,5号)	5	1	4	5	1	4	5	1	4	5	1	4	5	1	4
	C1-3	長野県	栄村		村営住宅 森第二団地(6,7号)	7	3	4	7	3	4	7	3	4	6	2	4	6	2	4
	C1-4	長野県	栄村		村営住宅 森第二団地(8,9号)	10	9	1	9	8	1	9	8	1	7	6	1	7	6	1
	C1-5	長野県	栄村		村営住宅 森第三団地(10,11号)	2	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	3	1	2
	C計					32	17	15	30	15	15	30	15	15	27	12	15	28	11	17
C平均					6.4	3.4	3.0	6.0	3.0	3.0	6.0	3.0	3.0	5.4	2.4	3.0	5.6	2.2	3.4	
A~C合計					156	70	86	169	76	89	179	77	101	191	78	110	181	71	107	
A~C平均					7.8	3.5	4.3	7.7	3.5	4.0	7.8	3.3	4.4	8.3	3.4	4.8	7.9	3.1	4.7	

## (2) 入居者の属性

入居者は7割が女性、6割が「80歳以上」、7割は「単身世帯」

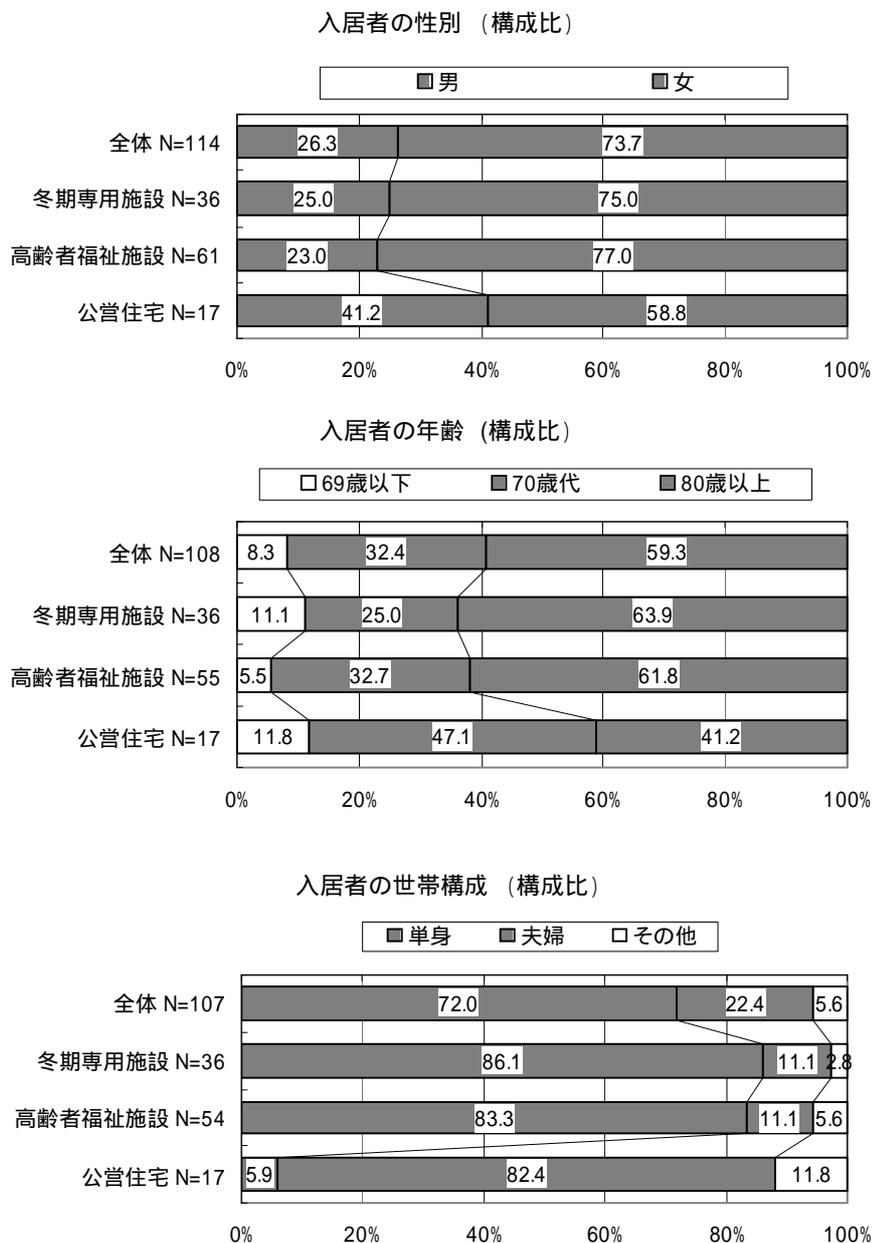
現在の入居者を性、年齢、世帯構成の属性別にみると次のことがいえる。

性別では、全施設を合わせると、男性30人に対し、女性が84人と男性の3倍近くを占めている。(記載のない2施設を除く)

年齢では、69歳以下が9人(8.3%)、70歳代が35人(32.4%)、80歳以上が64人(59.3%)となっており、80歳以上が6割近くを占めている。(記載のない3施設を除く)

また、単身・夫婦の別では、単身者が77人と約7割を占めており、夫婦は12組24人(22.4%)となっている。(記載のない3施設を除く)

図表5-12 冬期居住施設の入居者の属性



注) H19年2月現在の入居者数の属性をあらわす。

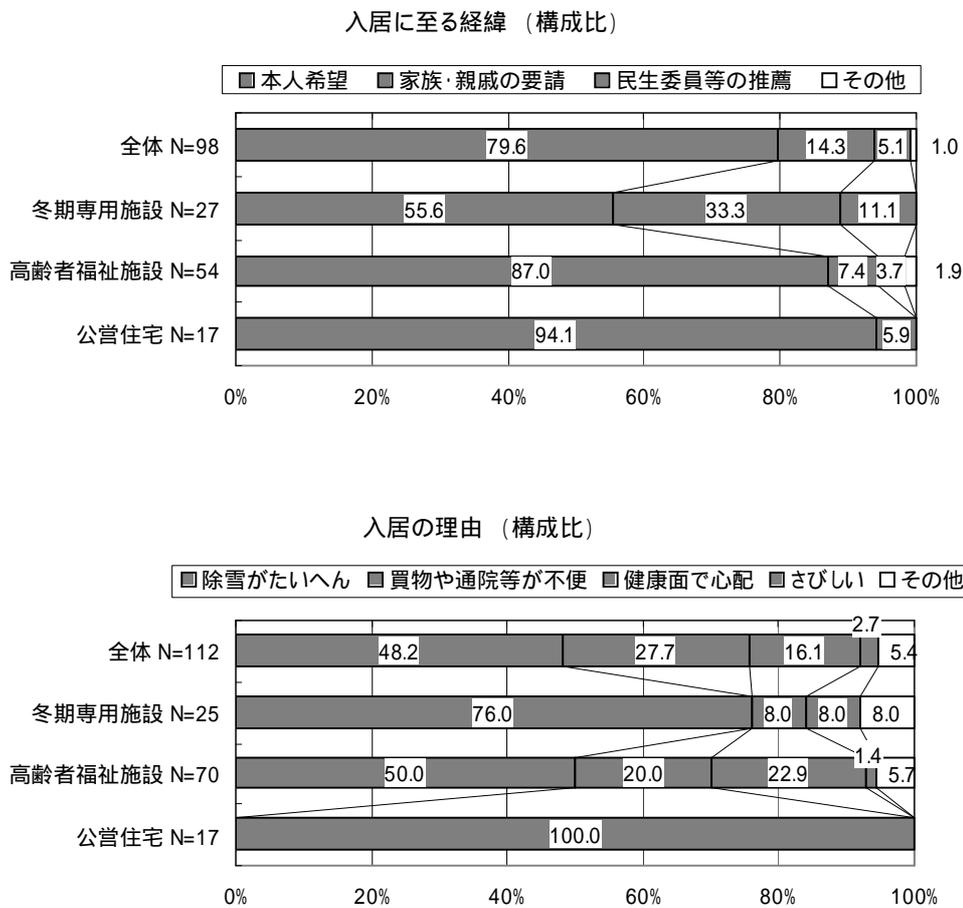
(3) 入居に至る経緯・入居理由

本人希望による入居者が8割 入居理由の半数は「除雪の大変さ」

入居に至る経緯をみると、「本人の希望」によるものが78人、約8割を占めて多く、「家族・親戚の要請」14人(14.3%)がそれに次いでいる。(記載のない4施設を除く)

また、入居理由としては、「除雪が大変なため」が54人(48.2%)と半数近くを占め、次いで「買物や通院等が不便なため」が31人(27.7%)、「健康面で心配なため」が18人(16.1%)となっている。(記載のない5施設を除く)

図表5-13 入居に至る経緯・入居理由

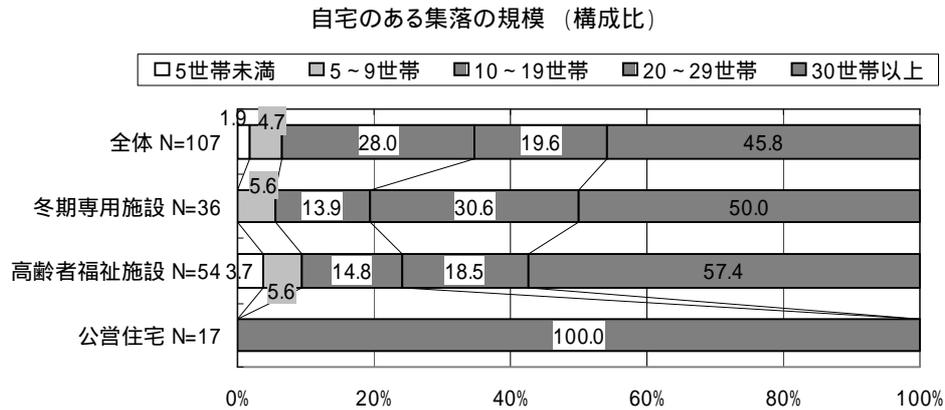


## (4) 自宅のある集落の規模

冬期居住施設利用者の半数近くは、自宅が30世帯以上の集落にある

自宅のある集落の規模としては、「30世帯以上」が45.8%を占めて最も多い。次いで「10～19世帯」(28.0%)、「20～29世帯」(19.6%)となっている。(記載のない3施設を除く)

図表5-14 自宅のある集落の規模

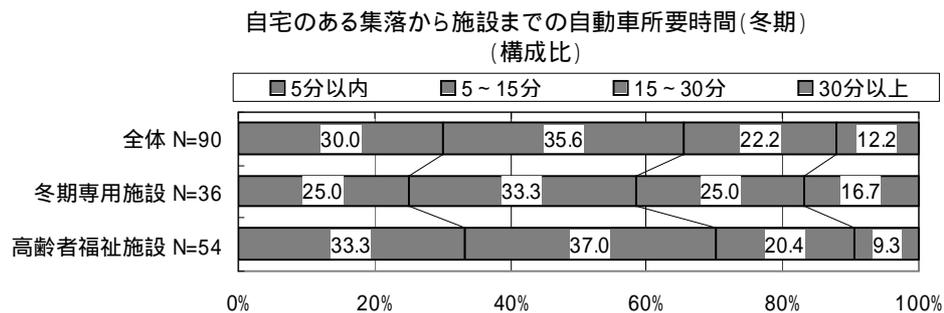


## (5) 自宅のある集落から施設までの自動車所要時間

冬期居住施設利用者の3割は5分以内のところに自宅、30分以上も1割強

自宅のある集落から施設までの自動車による所要時間(冬期)は「5～15分未満」が35.6%と最も多い。次いで「5分以内」の近い居住者も30.0%と比較的多い。「15～30分未満」が22.2%、30分以上は12.2%と少ない。(記載のない3施設を除く)

図表5-15 自宅のある集落から冬期居住施設までの所要時間(自動車利用時)



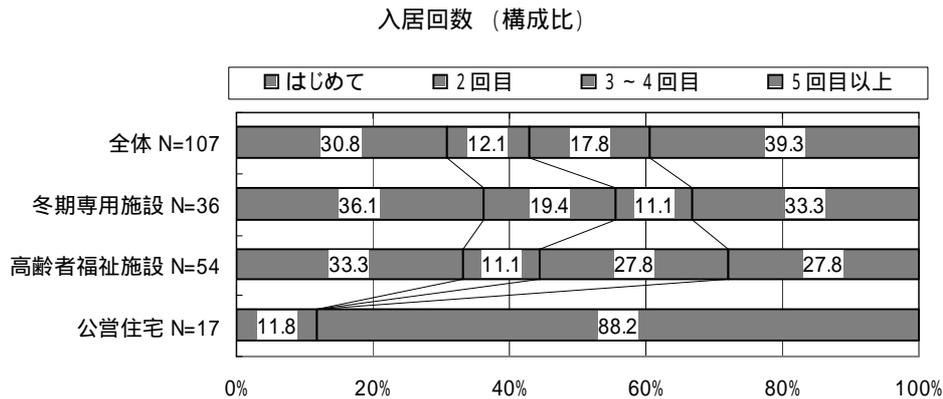
長野県栄村(公営住宅)は冬期通行不能としてデータなし

(6) 継続的な入居状況 (入居回数)

冬期居住施設入居者の4割が5年目以上の利用、今年始めての者は3割

今回の冬期居住が何回目かについては、5回目以上が42人で4割近くを占めて多い。また、「はじめて」も33人(30.8%)を占めている。2回目は13人(12.1%)、3~4回目が19人(17.8%)となっている。(記載のない3施設を除く)

図表5-16 継続的な入居状況



(7) 入居中の自宅の除雪対応

原則として入居者の自己責任で対応、いくつかの自治体では支援制度もあり

留守宅の除雪等への対応については、施設管理者側が特段のサポートをする施設はなく、いずれも原則として入居者の自己責任のもとに対応することになっている。

自宅の除雪等に活用できる支援制度については、6市町村(8施設)が「制度あり」としている。その制度名称としては新潟県十日町市のNPO法人による「豪雪対策基金」、岩手県八幡平市の「スノーバスター事業」、岩手県西和賀町の「福祉除雪」、秋田県藤里町の「高齢者等宅除排雪事業」、山形県最上町の「軽度生活支援事業」、長野県栄村の「雪害対策救助員設置事業」となっている。

自宅の雪下ろしや除雪作業をする人(複数回答)としては、「親戚・家族」を挙げているのが16施設と最も多く、次いで「集落内近隣住民」、「民間業者」が10~11施設と比較的多くなっている。ボランティアも6施設で挙げられている。

図表 5 - 17 自宅の除雪等に活用できる支援制度

市町村名	制度名称	制度の概要
岩手県 八幡平市	スノーバスター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅の雪下ろしや除雪の困難な高齢者・障害者等の家にボランティアのスノーバスターが出向き、除雪を行う。(東北地方、新潟県、長野県などの複数の市町村で見られる制度で、地元青年部、学校生徒、役場職員、地域外からのボランティアまで様々な組織や態様がある。)八幡平市は社協が主催して中学生などのボランティア活動を支援している。</li> </ul>
岩手県 西和賀町	福祉除雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>体の不自由な一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の除雪作業を軽減することを目的とする。</li> <li>町が除雪支援者(業者)に単価を提示し協定を結び、町民からの除雪要請に速やかに対応すべく、福祉除雪支援事務局(町内業者による)に業者斡旋を依頼する。</li> <li>対象者は除雪してもらいたい日から1週間前までに町に業者斡旋を依頼する(有償)。</li> </ul>
秋田県 藤里町	高齢者等宅除排雪事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者及び身体障害者の冬期間の安全確保と生活の安定を図ることを目的とする。</li> <li>70歳以上の高齢者世帯及び1、2級の身体障害者手帳保持者、療育手帳総合判定Aの人を対象として、町社会福祉協議会が町内業者に依頼して除排雪作業を行うもの。</li> <li>1対象世帯につき、1年度3回を限度とする(無料)。</li> </ul>
山形県 最上町	軽度生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立した在宅高齢者の日常生活を支援する在宅支援事業(「軽度生活支援」)の一環として、居宅の雪下ろしや除雪費(1回12,000円)の9割を町が負担(1割は対象者が負担)するもの。1年2回まで。</li> </ul>
長野県 栄村	雪害対策救助員設置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>村が毎年12月15日に特別公務員として雪害対策救助員15人を雇い、屋根の雪下ろしや家の周りの除雪が困難な高齢者や障害者世帯など村が認定した世帯の除雪にあたる。県からの補助もある。</li> <li>利用者負担としては有料と無料がある。申請に基づいて、民生委員が有料か無料かを判断し、町長が決定する。有料世帯は村に料金を支払い、村は作業員に賃金を払う。</li> <li>作業量も職員の賃金も村が把握していることで、公平、明朗で利用しやすいとの評価を得ている。</li> </ul>
新潟県 十日町市	NPO法人による「豪雪対策基金」	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧松之山町では、昭和59年豪雪を機とする町内外からの寄付をもとに、豪雪時における高齢者世帯・低所得世帯の除雪援助を目的として5,000万円の「豪雪基金」が創設された。現在NPO法人「松之山いきいき隊」が同基金の運用にあたっている。また基金は克雪対策一般に活用されている。</li> <li>十日町市に居住する低所得の高齢者世帯には市から冬期の除雪金として33,000円が支給されるが、自宅を離れて冬期居住している世帯の家屋は空き家とみなされ、除雪金が受けられない。しかし、「松之山いきいき隊」を通じて、冬期居住世帯でも同基金から28,000円の除雪金が受けられることになっている。</li> </ul>

図表 5 - 18 冬期居住施設入居者の留守宅の除雪作業を担う者

表12 留守宅の除雪作業を行う人

種類	県名	市町村名	旧市町村名	施設名称	近隣住民	親戚・家族	ボランティア	行政職員	民間業者
A 冬期専用施設	A1	秋田県	大館市		大館市「こぶしの家」				
	A2	秋田県	北秋田市	阿仁町	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」				
	A3	新潟県	柏崎市	高柳町	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」				
	A4	新潟県	十日町市	松之山町	老人憩いの家「松寿荘（シルバー・アットホーム）」				
	A5	新潟県	十日町市	松之山町	藤倉荘（シルバー・アットホーム）」				
	A6	新潟県	上越市	牧村	牧高齢者等福祉センター				
	A7	新潟県	津南町		津南町福祉アパート				
B 高齢者福祉施設の利用	B1	岩手県	八幡平市	安代町	「ふれあいセンター安代」生活支援ハウス				
	B2	岩手県	西和賀町	沢内村	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」				
	B3	岩手県	西和賀町	湯田町	高齢者生活福祉センター「悠々館」				
	B4	秋田県	仙北市	西木村	特別養護老人ホーム「清流園」				
	B5	秋田県	上小阿仁村		高齢者生活福祉センター				
	B6	秋田県	藤里町		生活支援ハウス「ぶなっち」				
	B7	山形県	鶴岡市	櫛引町	くしびき高齢者生活福祉センター				
	B8	山形県	最上町		高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」				
	B9	山形県	大蔵村		生活支援ハウス「翠」				
	B10	福島県	只見町		高齢者生活福祉センター				
	B11	新潟県	妙高市	妙高高原町	高齢者生活福祉センター「妙高の里」				
C 公営住宅の利用	C1-1~5	長野県	栄村		村営住宅 森第一～第三団地				

■ ヒアリング調査も実施した施設

( 8 ) 入居期間終了後の居住先

通年介護施設に移行するケースが大半、家族と同居するケースもある

各施設担当者も正確な情報はつかめていないのが実情であるが、現地でのヒアリング調査において各施設担当者から確認しており、一度冬期居住施設を利用した人は基本的には継続的な施設利用を望んでいるようである。それができなくなる理由としては、「亡くなられる」、日常生活が自分でできなくなり、「通年介護施設に入居される」、「家族と同居する」とのことである。

各施設担当者においては、 のケースが最も多いものと認識されている。

## 5 - 2 - 4 冬期居住施設の入居者等の不満・要望等

## ( 1 ) 居室の広さや構造について

居室の広さには概ね満足

「居室の広さや構造」について記載のあったのは 21 施設のうち 7 施設であり、その中で 4 施設が「特になし」としている。また、記述のあったものでは「十分な広さを保ち満足している様子」(八幡平市)、「一人としては居間の広さは十分だが、洗面所がほしい」(西和賀町「悠々館」)など、比較的満足している様子がうかがえる。それ以外では「来客時のことを考慮して居間と寝室を分けた構造にしてほしい(2部屋構成)」(西和賀町「かたくりの園」)などがみられた。

## ( 2 ) 各種設備について

ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応を要望

「各種設備」について記載のあったのは 13 施設であり、4 施設が「特になし」、「十分な設備を用いて満足している様子」(柏崎市)が 1 施設あった。不満・要望として挙がっているのは、「設備が高齢者向けになっていないので使いにくい(ユニバーサルデザインの推進を図るべき)」(妙高市)、「エレベーターを設置してほしい」(上越市)、「和式トイレを洋式にしてほしい」(十日町市「松寿荘」)・洋式トイレへの改造を H18 年度予算で対応予定)、「調理室のガス台を少し低くしてほしい」、「調理室をもう少し広くしてほしい」(八幡平市)など、設備のバリアフリー化(高齢者が使いやすい仕様)への要望のほか、「エアコンを設置してほしい」(上小阿仁村)、「ストーブが強すぎて熱すぎる」、「冷蔵庫が小さすぎる」(西和賀町「悠々館」)、「テレビを備え付けにほしい」(最上町)、「事務所内の電話しかないので自由に使えない」(北秋田市)、「電気による調理なので鍋を焦がすことがある」(西和賀町「かたくりの園」)など、備品等への様々のレベルの不満・要望がみられる。

## ( 3 ) 施設内の環境について

施設内の環境は概ね満足、隣室の音を指摘する意見が少しみられた

「施設内の環境」について記載のあったのは 6 施設であり、2 施設が「特になし」、1 施設が「騒音もなく、十分な環境に満足しているようだ」(八幡平市)としている。不満・要望としては、「居室の戸の開閉の音が気になる」(仙北市)、「隣室のテレビの音が気になるというケースがまれにある」(福島県只見町)、「騒音等で一部入居者より不満があったが、部屋替えて円満解決した」(新潟県津南町)などの例もみられた。

## ( 4 ) 利用期間について

冬期居住の利用期間には問題はないが、通年利用を望む声あり

「利用期間」について記載のあったのは 7 施設であり、「特になし」が 4 施設となっている。不満・要望としては、「利用した人はほとんど通年利用を希望する」(北秋田市)、「通年利用を希望する」(上越市)など、通年利用への要望がみられる。また、「通年利用者が多くて冬期に入居できないケースがある」(西和賀町「かたくりの園」)もみられた。

(5) 入居条件について

入居者からは特に不満はないが、施設管理者からは避難施設としての利用を要望

「入居条件」について記載のあったのは6施設であり、5施設が「特になし」としている。「知的障害などの心身状況なども考慮して、避難施設として利用できるようにしてほしい」(西和賀町「かたくりの園」:施設管理者の要望)という意見もみられた。

(6) 利用料金について

満足しているところ、料金の割高さを指摘するところがある

「利用料金」について記載のあったのは9施設であり、「特になし」が3施設、「満足している」(津南町:6畳で5,000円、8畳で7,000円、居室内備品はほとんど持ち込み)「安く温かくてよい」(西和賀町「かたくりの園」:所得に応じ無料~30,000円、共益費月額2,000円、設備・備品等は高齢者生活福祉センターの中では平均的な水準)など、比較的満足している施設が2施設となっている。

不満・要望としては、「夫婦で入居すると2人分の料金を払わなければいけないので負担である」(上越市)「朝食だけをいただく場合でも3食いただくのと同じ食費を支払うので改善してほしい」(仙北市)「電気だけの設備のため、電気の使用量が増えると負担が多い」(只見町)などがみられた。また、藤里町は「自治体として値上げを検討中」としている。

(7) サービス内容について

施設利用者からは特に意見はない

「サービス内容」について記載のあったのは5施設であり、「特になし」が3施設である。

また、要望としては、「入浴介助を必要とする人がいる」(西和賀町「かたくりの園」:施設管理者の要望)「新聞や週刊誌の共同購入、または施設として設置してほしい」(鶴岡市)がみられた。

## 5 - 2 - 5 一時避難施設の概要

平成 18 年豪雪時に一時避難を実施した市町村(冬期居住施設を有する市町村を除く)で自治体調査票に回答のあったのは、北海道黒松内町、新潟県魚沼市、福井県大野市、長野県飯山市の 4 市町である。そのうち、施設調査票に回答のあったのは飯山市のみである。

ここでは冬期居住施設をもつ市町村も含めて、平成 18 年豪雪時に一時避難を実施した市町村の避難施設や避難の状況についてアンケート結果を整理する。

## ( 1 ) 一時避難の状況

6 市町村で一時避難あり 町営住宅、集会所、社会教育施設を活用

アンケートを回収できた市町村のうち、平成 18 年豪雪時に一時避難を実施したのは 6 市町村(北海道黒松内町、秋田県北秋田市、新潟県柏崎市、新潟県魚沼市、福井県大野市、長野県飯山市)である。一時避難として利用した施設は、黒松内町では町営住宅、魚沼市では市営住宅及び地区集会所、大野市では社会教育施設、飯山市では市営住宅となっている。北秋田市、柏崎市の場合は、本調査対象の冬期居住施設も避難先となった。

期間は最長で 100 日程度(北秋田市、柏崎市、飯山市)、最短で 2 日(魚沼市)となっている(北海道黒松内町の避難者は自宅損壊のため避難先の町営住宅に現在まで居住)。また、最多時点の避難者の人数は、最少で 4 人(北秋田市、柏崎市)、最多で 18 人(大野市)となっている。

## ( 2 ) 避難時の問題

「自宅と避難先両方の経済的負担」、「自宅に戻る時の安全面の確保」等の問題あり

避難時の問題としては、「自宅と避難先の両方に経済的負担がかかること」(北秋田市)、「自宅に生活用具を取りに戻るなどして安全が心配された」(北秋田市)、「県道が全面通行止めによる避難。道路除雪」(柏崎市)、「雪崩の被災地が携帯電話不感地域であったため、災害対策本部との連絡、情報収集に支障をきたした」(魚沼市)などが挙げられている。

## ( 3 ) 行政側の経費、物資などの負担の有無

入居料の免除、毛布の支給、LP ガスの設置、炊き出し材料の支給等あり

北秋田市、柏崎市では、本調査対象の冬期居住施設を避難先として利用した場合は入居料が免除された(柏崎市では共益費も 2 分の 1 免除)。また、その他の市町村では毛布の支給(魚沼市、大野市)、LP ガスの設置(大野市)、炊き出し材料(米など)の支給(魚沼市)等、行政側の物資負担がみられた。

### 5 - 3 冬期居住に関する先行事例の取組

市町村及び冬期居住施設へのアンケート調査と並行して、冬期居住のモデルケースとなりうる先行事例を選定し、訪問ヒアリング調査を実施した。

調査の対象市町村・施設は以下のとおりである。

<事例1>	秋田県北秋田市(旧阿仁町)	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」
<事例2>	新潟県柏崎市(旧高柳町)	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」
<事例3>	新潟県十日町市(旧松之山町)	老人憩いの家「松寿荘」
<事例4>	新潟県十日町市(旧松之山町)	「藤倉荘」
<事例5>	岩手県西和賀町(旧沢内村)	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」
<事例6>	岩手県西和賀町(旧湯田町)	高齢者生活福祉センター「悠々館」
<事例7>	秋田県藤里町	生活支援ハウス「ぶなっち」

事例1及び2は国土交通省の補助事業「個性と活力に満ちた雪国創造事業」を活用して設置されたものであり、事例3及び4は自治体における冬期居住の端緒となった新潟県の補助事業「シルバーアットホーム」事業によるものである。なお、事例1及び事例3は既存施設を一部転用したことにより従来の施設に併設する形をとっているが、機能としては冬期居住専用の施設となっている。

事例5、6、7は、厚労省の補助事業である「高齢者生活福祉センター」(生活支援ハウス)における短期居住の事例である。また、これら2町は高齢者世帯等の除排雪支援事業を独自に行っている。

次頁以降、各事例の詳細について報告する。

## 5 - 3 - 1 高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」 秋田県北秋田市

## (1) 事例概要

位置図						
 						
県名	秋田県	市町村名	北秋田市	旧市町村名	阿仁町	
施設名称	高齢者相互援助ホーム「あに福寿荘」					
市町村人口	39,441人 [H.18.10]	高齢化率	33.5% [H.18.10] (旧阿仁町 42.2% [H.16.10])			
設置年月	平成13年月		冬期居住開始年月	平成15年12月		
事業名	「個性と活力に満ちた雪国創造事業」(国交省補助事業)					
設置主体	北秋田市		運営主体	北秋田市		
併設施設	母子生活支援施設					
利用期間	10月1日～3月31日 (例外：消雪の遅い場合は4月末から5月上旬までの利用となる)					
入居条件	おおむね60歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯であって、独立して生活することに不安のある者、かつ施設での生活が可能な者。					
利用料金	1人：500円/日 2人：700円/日		その他の利用者負担	なし		
食事サービス	なし(自炊) (週1回高齢者配食サービスを利用できる)					
管理体制	常駐職員 4人 (うち日中：2人、夜間：1人)					
居室数	8室	1居室の広さ	14.88㎡(約9畳)	定員	8人	
居室内設備・備品	台所、収納、暖房器具、テレビ、冷蔵庫、洗濯機					
共用設備・備品	浴室、トイレ、談話室、洗濯室					
入居者数の推移 (単位：人)		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	現在
	入居者総数	2	3	4	8	6
	うち通年利用	-	-	-	-	-
	うち冬期居住	2	3	4	8	6

写真 5 - 1 「あに福寿荘」の外観



写真 5 - 2 「あに福寿荘」の玄関



写真 5 - 3 「あに福寿荘」の室内



写真 5 - 4 「あに福寿荘」のトイレ



## (2) 市町村の概況

旧阿仁町は秋田県の中央部に位置し、日本でも有数の豪雪地帯となっている。古くから鉱山とマタギの里として知られる。平成 17 年 3 月に周辺の鷹巣町、森吉町、相川町と合併し北秋田市となった。北秋田市の高齢化率は平成 18 年 10 月で 33.5%、旧阿仁町は平成 16 年 10 月(秋田県調)でも 42.2%と、合併した旧町の中で最も高齢化が進んでいる。

## (3) 施設整備の背景と経緯

当地は日本有数の豪雪地帯で、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、屋根雪下ろしによる事故や火災、生活道路の遮断による孤立などが問題となるにつれ、高齢者の居住の安全確保や心の安心を得るための施策が必要となってきた。このような中、国土交通省の補助事業「個性と活力に満ちた雪国創造事業」及び「過疎対策事業債」を活用し、本施設を整備するに至った。総事業費は 1,937 万円(平成 15 年)となっている。

平成 15 年に母子施設の 1 階を冬期居住専用施設として改修・整備し、2 階は現在も母子生活支援施設として機能している。

#### (4) 施設の概要

居室は8室あり、すべて和室で、1室の広さは約9畳となっている。平成15年に改修したばかりのため、施設は新しく、トイレと浴室は共用であるが、高齢者が使いやすいよう手すりなどが設けられている（廊下には手すりなし）。

食事は自炊であり、居室に台所がある。テレビ、洗濯機、冷蔵庫も居室内にある。週1回は高齢者配食サービスを利用できる。母子施設併設のため、高齢者が子どもと触れ合う機会があることがこの施設のメリットとなっている。

#### (5) 管理体制

本施設の1階には母子施設の事務室・宿直室があり、母子施設の職員が日中2人、夜間1人常駐しており、入居者にとって安心感の得られる管理体制となっている。

#### (6) 利用条件

入居者の条件としては「おおむね60歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯であって、独立して生活することに不安のある者、かつ施設での生活が可能な者」となっている。

冬期居住の期間は10月1日～3月31日であるが、降雪が遅い場合は4月末～5月上旬ぐらいまで延長できる。

利用料金は1人1日500円（2人世帯は2人で700円）となっており、水道光熱費等の負担はない。

#### (7) 入居者の状況

##### 1) 入居者の特性

入居者は生活保護世帯など低所得者が多く、自宅が老朽化しているが改修できず、身体状況が比較的良好のため他に入れる施設もなく、本施設に入居するケースが多い。また、養護老人ホームの待機者がとりあえずの住まいとして入居し、入居途中で養護老人ホームに移るケースもみられる。

##### 2) 入居者数の推移

近年の入居者は少なかったが（2～4人）、平成18年豪雪から増加している。現在の入居者は6人（1世帯は夫婦）である。

##### 3) 入居者の暮らしぶり

阿仁支所までおよそ徒歩10分である。阿仁支所周辺にスーパー等があり、移動販売車も来るので、買物などには困らない。大きい病院へはタクシーを利用するが、徒歩5分ほどのところに医院がある。

##### 4) 入居者の声

入居者からは「二重生活に費用がかかる」、「家のことが心配」などの声が聞かれる。入居期間が過ぎても「居させてほしい」、「夏も入りたい」という人も多い。

(8) 平成18年豪雪について

平成18年豪雪では旧阿仁町でも亡くなった人がいた。屋根の雪で事故や火災の危険があり、市が避難を呼びかけても、高齢者はなかなか承知せず、自宅を出ようとしないようである。

ボランティアも来てくれたが、雪に慣れていない人が多いので、すぐには戦力にならない。ボランティア向けの講習や研修が必要である。(担当者より)

(9) 問題点・課題等

<施設・設備面>

- ・除雪等のボランティアが来た時に施設内で食事が作れる共同の炊事場がほしい。

<運営面>

- ・行政内部でも「冬期だけでは無駄ではないか」との声がある。冬期以外も活用できるような施設にしたい。
- ・通年利用もできるように制度を見直したい。

<財政面>

- ・平成17年に「生活支援ハウス」の運営費にかかる国庫補助が廃止され、同時に当該施設への県の運営費補助(年間40万円)も廃止されるなど、施設の存続が非常に難しくなっている。国の補助が望まれる。

(10) 冬期居住の展望

介護保険の個人負担が大きくなったので、希望する施設に入れないなど、行き場のない高齢者が多くなっている。自宅を改修する経済的余裕もない。冬期居住のニーズは増えると考えられる。

市営住宅に空きはあるが、高齢者仕様になっていないので、新しいスタイルの雪国の高齢者向け住宅が必要である。(担当者より)

## 5 - 3 - 2 高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」 新潟県柏崎市

## (1) 事例概要

位置図						
						
						
県名	新潟県	市町村名	柏崎市	旧市町村名	高柳町	
施設名称	高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」					
市町村人口	94,258人 [H.18.7]	高齢化率	25.6% [H.18.7] (旧高柳町 45.5% [H.17.3])			
設置年月	平成15年8月	冬期居住開始年月	平成15年11月			
事業名	「個性と活力に満ちた雪国創造事業」(国交省補助事業)					
設置主体	柏崎市	運営主体	柏崎市			
併設施設	なし					
利用期間	11月1日～4月9日					
入居条件	65歳以上の高齢者のみの世帯で、高齢のため冬期間の自宅の除排雪が困難で、独立して生活することが不安であるが、自立した日常生活ができる人					
利用料金	収入に応じて3段階設定 (10,000円、12,000円、15,000円/月)	その他の利用者負担	共益費7,000円/月、 除雪費3,000円/月(12～3月)			
食事サービス	なし(自炊) (高齢者配食サービスを補助的に利用)					
管理体制	常駐職員は配置していない					
居室数	8室	1居室の広さ	13.0㎡(約8畳)	定員	8世帯	
居室内設備・備品	台所、トイレ、洗面台、浴室(シャワー付)、収納、暖房器具、エアコン、緊急連絡システム					
共用設備・備品	多目的ホール					
入居者数の推移 (単位:人)		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	現在
	入居者総数		5	8	7	7
	うち通年利用		5	5	5	6
	うち冬期居住		-	3	2	1

写真5-5 「ひだまり」の玄関

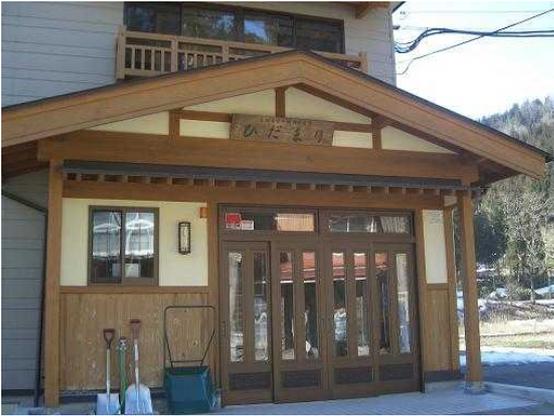


写真5-6 「ひだまり」の外観



写真5-7 「ひだまり」の室内の廊下



写真5-8 オール電化、蓄熱暖房



## (2) 市町村の概況

旧高柳町は、平成17年に柏崎市及び西山町と合併し柏崎市となった。新潟県のほぼ中央、十日町市と旧柏崎市の中間の山あいであり、西に黒姫山がそびえ、冬期は積雪3mを超す豪雪地帯となっている。旧高柳町の高齢化率は平成17年3月で45.5%にのぼっている。

## (3) 施設整備の背景と経緯

旧高柳町は柏崎市と十日町市の間に位置し、以前から生活圏はどちらかといえば冬期間雪の少ない柏崎市の方に向いていた。しかし、交通は道路だけに頼るため、冬期の積雪時には県道が遮断され、集落が孤立する事態を招き、高齢者世帯の冬期の生活は危険と不安に満ちたものとなっている。以前から、特別養護老人ホームの建設など高齢者が年間を通じて安心して暮らせる施策は順次なされていたが、雪が深く冬期間に自宅やその周辺の除雪などの困難な高齢者世帯に対し、住まいと暮らしを援助する必要性が生まれ、国土交通省の補助事業「個性と活力に満ちた雪国創造事業」及び「過疎対策事業債」を活用し、本施設を整備するに至った。

#### (4) 施設の概要

建物は鉄骨構造の2階建てであり、エレベーターや屋根の融雪システムなどを備え、オール電化、蓄熱暖房などハード面ではかなり充実している。

居室は8室あり、1居室は和室8畳で、台所(12.6㎡)、トイレ、洗面台、浴室、エアコン等が付いており、生活のための基本的な設備がほとんど居室内に設けられ、冬期居住専用施設の中では最も生活の個別化が進んでいる。また、緊急通報システムも居室内に設置されている。

共用部分としては多目的ホールを有している。

#### (5) 管理体制

常駐の職員は配置していないが、週1回、高柳支所の職員がボイラー等の管理も兼ねて出向き、見回りをしている。

合併により担当職員が減ったが、緊急時の対応や居住者とのコミュニケーションが重要であるとの認識から、担当職員による居住者の生活の見守りを大切にしていきたいとしている。(担当者より)

#### (6) 利用条件

本施設を利用できるのは「65歳以上の高齢者のみの世帯で、高齢のため冬期間の自宅の除排雪が困難で、独立して生活することが不安であるが、自立した日常生活ができる人」となっている。

利用期間は11月1日から翌年4月9日までとされ、特別な事情があるときは例外も認められる。利用料は所得により3段階あり、月額は最低で10,000円、最高で15,000円となっており、特別な事情のある場合は減免される。また、それ以外に毎月共益費7,000円と除雪費3,000円(12~3月)が徴収される。

#### (7) 入居者の状況

##### 1) 入居者の特性

平成16年の中部地震、平成17、18年の豪雪など立て続けの自然災害により家が損傷して改修等ができない人、生活保護世帯や年金受給額の低い高齢者世帯の利用が多い。特に必要と認められた場合は通年利用もでき、現在の入居者では7人中6人が通年利用者となっている。

##### 2) 入居者数の推移

入居者は現在7人(うち通年利用が6人)、平成16年から5~8人程度で推移しており、通年利用の比率が高い。

##### 3) 入居者の暮らしぶり

病院までは徒歩5分、商業施設へも徒歩10分程度であり、市内業者による移動販売も週3回あり、生活に不便はきたしていないようである。また、近くには小・中学校があり、子どもとあいさつを交わしたりしている。食事は自炊であるが、社協のお弁当配達サービス(1食500円)が利用できる。デイサービスを利用し、そのコミュニティゾーンで他の高齢者と交流している入居者もいる。建物の敷地内に畑があり、入居者が野菜や花を育てられる環境にある。

4) 入居者の声

快適な施設・設備の中で、入居者は生活を楽しんでいるようであり、特に不満や要望は聞かれない、とのことである。

(8) 平成18年豪雪について

平成16年の中部地震の被災と平成18年豪雪によって、自宅の損壊、道路の寸断などが相次いだ。4人が一時避難し、期間は最大で100日間にのぼった。本施設に入居した避難者も存在し、その際入居費は全額免除され、共益費も2分の1が免除された。

(9) 問題点・課題等

< 運営面 >

- ・入居者がさらに高齢化し、介護が必要になった時にどうするか心配である。
- ・本施設は比較的入居期間などの条件を柔軟に解釈して運営しているが、あくまで冬期居住用の施設であるので一線を超えられないとしている。(担当者より)

(10) 冬期居住の展望

柏崎市としては、「雪国高齢者交流・暮らし支援施設整備事業」の計画があり、永住型の高齢者向け市営住宅3棟の建設を検討している(まだ具体化はしていない)。これにより、本施設を冬期居住施設と限定して役割分担を図りたいとしている。

## 5 - 3 - 3 老人憩いの家「松寿荘」、「藤倉荘」 新潟県十日町市

## (1) 事例概要

## 1) 「松寿荘」

位置図						
 						
県名	新潟県	市町村名	十日町市	旧市町村名	松之山町	
施設名称	老人憩いの家「松寿荘」					
市町村人口	61,432人 [H.18.7]	高齢化率	30.1% [H.18.7] (旧松之山町 42.9% [H.18.3])			
設置年月	昭和63年9月		冬期居住開始年月	昭和63年12月		
事業名	シルバーアットホーム(新潟県補助事業)					
設置主体	十日町市		運営主体	十日町市		
併設施設	老人憩いの家					
利用期間	12月1日～3月31日					
入居条件	おおむね65歳以上で、生活がおおむね自立している人 (民生委員の推薦及び保健師が認めた者)					
利用料金	7,000円/月		その他の利用者負担	なし		
食事サービス	なし(自炊)(高齢者配食サービスを補助的に利用)					
管理体制	常駐職員 2人 (うち日中:1人、夜間:1人)					
居室数	6室	1居室の広さ	m <sup>2</sup> (約6畳)		定員	6人
居室内設備・備品	収納、暖房器具、テレビ					
共用設備・備品	台所、浴室、トイレ、談話室、洗濯室、電話					
入居者数の推移 (単位:人)		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	現在
	入居者総数	7	7	6	5	5
	うち通年利用	-	-	-	-	-
	うち冬期居住	7	7	6	5	5

2)「藤倉荘」

位置図						
県名	新潟県	市町村名	十日町市	旧市町村名	松之山町	
施設名称	藤倉荘					
市町村人口	61,432人 [H.18.7]	高齢化率	30.1% [H.18.7] (旧松之山町 42.9% [H.18.3])			
設置年月	平成12年6月	冬期居住開始年月	平成12年12月			
事業名	シルバーアットホーム(新潟県補助事業)					
設置主体	十日町市	運営主体	十日町市			
併設施設	なし					
利用期間	12月1日~3月31日					
入居条件	おおむね65歳以上で、生活がおおむね自立している人 (民生委員の推薦及び保健師が認めた者)					
利用料金	7,000円/月	その他の利用者負担	なし			
食事サービス	なし(自炊)(高齢者配食サービスを補助的に利用)					
管理体制	常駐職員 2人 (うち日中:1人、夜間:1人)					
居室数	6室	1居室の広さ	m <sup>2</sup> (約6畳)	定員	6人	
居室内設備・備品	収納、暖房器具、テレビ					
共用設備・備品	食堂、台所、浴室、トイレ、談話室、洗濯室、電話					
入居者数の推移 (単位:人)		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	現在
	入居者総数	3	4	4	4	6
	うち通年利用	-	-	-	-	-
	うち冬期居住	3	4	4	4	6

写真 5 - 9 「松寿荘」の外観



写真 5 - 10 「松寿荘」の居室内

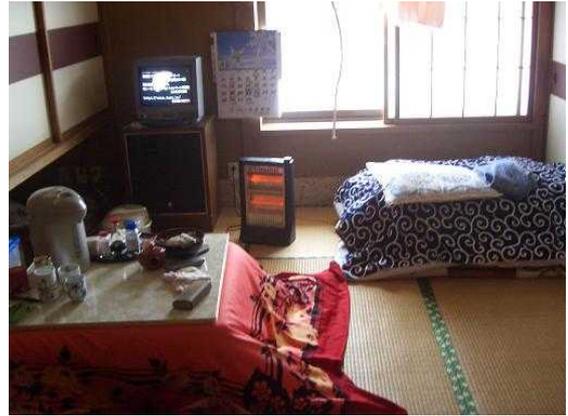


写真 5 - 11 「松寿荘」の共用台所(2F)



写真 5 - 12 「松寿荘」の階段



写真 5 - 13 「藤倉荘」の外観



写真 5 - 14 「藤倉荘」の居室内



写真 5 - 15 「藤倉荘」の階段



写真 5 - 16 「藤倉荘」2F の廊下



## (2) 市町村の概況

旧松之山町は、新潟県の南部に位置し、平成 17 年 4 月に十日町市、川西町、中里村、松代町と合併し、十日町市となった。雪深い温泉地や棚田などで知られている。旧松之山町の高齢化率は平成 18 年 3 月で 42.9%となっている。

## (3) 施設整備の背景と経緯

昭和 50 年代末頃から松之山町は出稼ぎ者が多く、高齢者の自殺が問題となり、行政や医者、研究者などが調査に入ったところ、雪により隔絶された冬期の厳しい生活環境が高齢者に大きな負担をもたらしていることがわかった。

松之山町では、先行していた津南町の冬期居住施設整備に刺激され、住民などからも要望が出されるようになり、昭和 62 年の県議会で施設設置への補助事業の提案がなされた。そして、昭和 63 年に新潟県の補助事業「シルバーアットホーム」が生まれることになった。「松寿荘」、「藤倉荘」とも「シルバーアットホーム」として県の補助を得て整備されたものである。

「松寿荘」の場合、一人暮らし高齢者の周囲から近隣の雪下ろし等の負担を軽減したいとの理由で、一人暮らしの高齢者に冬期のみアパート形式の所に移って住んでもらいたいという要請があったことに端を発する。そのため、温泉街に近い町立老人憩いの家（昭和 48 年設置）「松寿荘」の一部を冬期居住用に活用することになった（昭和 63 年 12 月居住開始）。

「藤倉荘」については、廃校に伴い使われなくなった小学校の教員住宅を改装して冬期居住用としたものである（平成 12 年 12 月居住開始）。

## (4) 施設の概要

### 1) 松寿荘の概要

「松寿荘」は 1 階が老人憩いの家、2 階が冬期居住用に供されている。エレベーターはなく、足の悪い居住者は階段の昇降に支障をきたしている。また、トイレが和式のため膝が曲げにくく支障をきたしている居住者もいる。しかし、トイレについては平成 18 年度予算で洋式に改造する予定となっている。

温泉街から近いため、1階（「老人憩いの家」）部分には、一般の人も利用できる温泉浴場があり、入浴が楽しめるようになっている。また、老人会等の人が集まるなど、高齢者の交流の場となっている。

居室は6室あり、1室の広さは6畳である。テレビ、暖房器具は居室に備えてあるが、台所、浴室、トイレ、洗濯室は共用で、食事は自炊となっている。夜間の管理人室が談話室も兼ねている。

## 2) 藤倉荘の概要

「藤倉荘」は小学校の教員住宅を改装したもので、2階建てであり、1階、2階とも居室がある。教員住宅であったため、高齢者仕様ではなく、階段が急なため足の悪い居住者は1階の居室を利用している。居室数や居室の規模、居室内の備品、共用の設備も松寿荘とほぼ同様である。ただし温泉はない。

本施設は夏期は大学生、大学院生の合宿や研究活動の場として、わずかな期間ではあるが利用されている。

## (5) 管理体制

両施設とも、日中（午後1～5時）1人、夜間（午後6～翌朝7時半）1人、管理人が常駐しており、安心感の得られる管理体制となっている。また、当該施設管理人やヘルパー、保健師等によるケアも行われている。

## (6) 利用条件

両施設とも利用条件は同じで、おおむね65歳以上、生活が自立している人で、民生委員の推薦がある者、または保健師が認めた者となっている。

利用期間は12月1日から翌年3月31日まで、利用料は一律月額7,000円である。

## (7) 入居者の状況

### 1) 入居者の特性

低所得者や年金生活者が多い。

### 2) 入居者数の推移

入居者を見ると、現在松寿荘は5人、藤倉荘は6人となっている。近年5年ほどの推移をみると、藤倉荘は漸増しているが、松寿荘は漸減している。また、いずれも冬期みの居住者となっている。藤倉荘の現在の入居者6人のうち、5回目以上の入居者が4人、また松寿荘でも5人のうち2人が5回目以上の利用となっており、リピーターが多い。

### 3) 入居者の暮らしぶり

松寿荘の場合、買物は農協のAコープなどでしているが、2、3年後に店舗がなくなる予定で買物に支障をきたすのではないかとみられている。

藤倉荘の場合、手を挙げれば停まってくれる循環バスの便があるので、それにより買物や通院の足を確保でき、訪問診療もある。

食事は両施設とも自炊であるが、配食サービスを利用することもあり、入居者にとってそれが楽しみとなっている。

また、職員が入居者とコミュニケーションをとるよう努めており、入居者同士も助け合う習慣ができています。3時の「お茶飲み」タイムにはヘルパーや職員等の訪問もあり、入居者はその時間を楽しみにしている。

#### 4) 入居者の声

両施設とも入居者は心地よく生活しているようであり、特に不満や要望は聞かれない。

#### (8) 高齢者宅の除雪等の制度

十日町市では自宅の雪下ろし、自宅周りの除雪の困難な高齢者の負担軽減をねらいとして、低所得高齢者世帯を対象に除雪金 33,000 円を支給しているが、冬期居住で家を離れている場合、空き家とみなされ、市からの除雪金を受けられない。しかし、昭和 59 年豪雪時の寄付金をもとに創設された豪雪対策基金を運用している NPO 法人松之山いきいき隊を通じて、冬期居住世帯も同基金から 28,000 円の除雪金を受けることができる。

#### (9) 問題点・課題等

##### < 運営面 >

- ・入居者の高齢化が進み、認知症の症状がやや現れている入居者もいるが、管理人、ヘルパー、保健師等の手厚いケアをしていくことによってやっていきたい。合併により、他支所からの入居希望もあり、今後も満室状態が続くことが予想される（担当者より）

#### (10) 冬期居住の展望

高齢者が本当に困っているのは冬期だけで、あくまで冬期居住専用施設として今後も存続させたいというのが担当者の考えである。

## 5 - 3 - 4 高齢者生活福祉センター「かたくりの園」・「悠々館」 岩手県西和賀町

## (1) 事例概要

## 1) かたくりの園

位置図						
						
県名	岩手県	市町村名	西和賀町	旧市町村名	沢内村	
施設名称	高齢者生活福祉センター「かたくりの園」					
市町村人口	7,495人 [H.18.12]	高齢化率	39.0% [H.18.9]			
設置年月	平成5年7月		冬期居住開始年月	平成6年11月		
事業名	高齢者生活福祉センター整備事業					
設置主体	西和賀町		運営主体	社会福祉法人「やすらぎ会」		
併設施設	デイサービス施設					
利用期間	11月1日～4月30日					
入居条件	おおむね65歳以上で介護は必要としないが、高齢等のため独立して生活することに不安があると認められる高齢者のみ世帯、養護老人ホーム待機者、要介護状態の改善等により特別養護老人ホームを退所した者					
利用料金	収入に応じて10段階設定 (0～30,000円/月)		その他の利用者負担	電気料金及び共益費(水道、管理費として)2,000円/月		
食事サービス	併設施設の給食利用、高齢者配食サービスの利用、自炊も可。					
管理体制	常駐職員 人 (うち日中 人、夜間:1人)					
居室数	7室	1居室の広さ	24.49㎡(7.4畳)	定員	10人	
居室内設備・備品	台所、トイレ、洗面台、収納、暖房器具、テレビ、冷蔵庫					
共用設備・備品	浴室、ホール、洗濯室、電話					
入居者数の推移 (単位:人)		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	現在
	入居者総数	10	10	8	9	6
	うち通年利用	4	4	4	4	-
	うち冬期居住	6	6	4	5	6

2) 悠々館

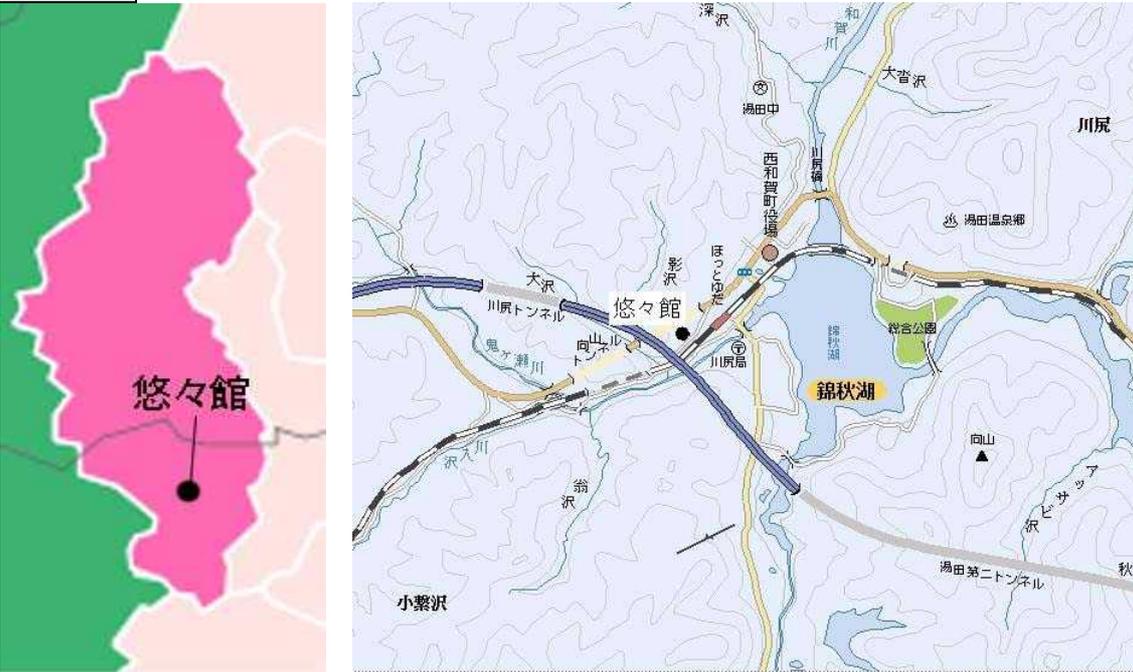
位置図						
						
県名	岩手県	市町村名	西和賀町	旧市町村名	湯田町	
施設名称	高齢者生活福祉センター「悠々館」					
市町村人口	7,495人 [H.18.12]	高齢化率	39.0% [H.18.9]			
設置年月	平成3年8月	冬期居住開始年月	平成3年11月			
事業名	高齢者生活福祉センター整備事業					
設置主体	西和賀町	運営主体	西和賀町社会福祉協議会			
併設施設	デイサービス施設					
利用期間	11月1日～4月30日					
入居条件	おおむね65歳以上で介護は必要としないが、高齢等のため独立して生活することに不安があると認められる高齢者のみ世帯、養護老人ホーム待機者、要介護状態の改善等により特別養護老人ホームを退所した者					
利用料金	収入に応じて10段階設定 (0～30,000円/月)	その他の利用者負担	電気料金及び共益費(水道、管理費として)2,000円/月			
食事サービス	併設施設の給食利用、高齢者配食サービスの利用、自炊も可。					
管理体制	常駐職員 2人 (うち日中:1人、夜間:1人)					
居室数	14室	1居室の広さ	10㎡(6畳)	定員	14人	
居室内設備・備品	収納、暖房器具、テレビ、冷蔵庫、電話					
共用設備・備品	食堂、台所、浴室、トイレ、ホール、洗濯室、電話					
入居者数の推移 (単位:人)		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	現在
	入居者総数	14	14	14	18(年度途中に入れ替え)	16
	うち通年利用	2	4	3	2	2
	うち冬期居住	12	10	11	16	14

写真 5 - 17 「かたくりの園」の外観



写真 5 - 18 「かたくりの園」居室内のトイレ



写真 5 - 19 「かたくりの園」の室内



写真 5 - 20 「かたくりの園」の台所



写真 5 - 21 「悠々館」の外観



写真 5 - 22 「悠々館」居室への入口



(扉の奥が冬期居住施設)

(2) 市町村の概況

平成17年11月に、岩手県の旧沢内村と旧湯田町が合併して西和賀町となった。西和賀町は秋田県との県境中央部に位置し、和賀川に沿って北が旧沢内村、南が旧湯田町となっている。

旧沢内村は県内有数の豪雪地帯であり、古くから雪対策と住民の健康を守る保健、医療、福祉の充実をまちづくりの大きな柱とし、全国に先駆けて60歳以上の医療費無料化や乳幼児死亡率ゼロなどを実現した。一方、旧湯田町は古くから温泉と鉱山資源に恵まれていたが、鉱山の閉山や湯田ダムの建設により約600世帯が水没し人口減少が進んだ。しかし現在は全国初の温泉付駅舎「ほっとゆだ」駅などを整備し、温泉を核としたまちづくりを進めている。

平成18年9月現在で西和賀町の高齢化率は39%となっている。

(3) 施設整備の経緯、事業の概要等

「かたくりの園」、「悠々館」とも、平成2年度から始まった厚生省（現厚生労働省）の「高齢者生活福祉センター」（平成10年度より「生活支援ハウス」）整備事業により整備された。ただし、悠々館については、設立時は「ふるさと創生事業」の1億円を利用して整備したもので、その後、「高齢者生活福祉センター」の制度が創設されたためにその制度を活用し、県から運営費の補助を受けている。

いずれも設置主体は町であるが、運営主体は「かたくり園」が社会福祉法人「やすらぎ会」であり、「悠々館」は西和賀町社会福祉協議会となっている。

(4) 施設の概要

1) かたくりの園の概要

居室は7室あり、1居室の広さは24.49㎡(7.4畳)となっている。居室内にトイレ、洗面台、電気調理器のある台所、テレビ、冷蔵庫等を備えている。浴室や洗濯室は共用となっている。7室のうち3室は2人用となっている。

デイサービス施設を併設しており、食事は自炊もできるが、デイサービスの給食を利用することもできる。また、高齢者配食サービスも利用できる。

2) 悠々館の概要

居室は14室あり、1居室の広さは10㎡(6畳)となっている。居室内にはテレビ、冷蔵庫、電話（発信のみできる）等は設置されているが、台所、トイレは共用となっている。食事は共用の台所での自炊を基本としているが、デイサービスや高齢者配食サービスも利用できる。

(5) 管理体制

「かたくりの園」では夜間1人職員が常駐しており、日中もデイサービス施設の職員が常駐している。「悠々館」では日中・夜間ともそれぞれ1人職員が常駐している。

## (6) 利用条件

利用条件は両施設とも共通で、「西和賀町生活支援ハウス運営事業実施要綱」に定められており、おおむね 65 歳以上で、常時介護は必要としないが、高齢等のため独立して生活することに不安があると認められる高齢者のみ世帯、養護老人ホーム待機者、要介護状態の改善等により特別養護老人ホームを退所した者となっている。

冬期居住として利用できる期間は 11 月 1 日から翌年 4 月末までとなっている。

利用料は所得に応じて 10 段階に分かれており、無料から最高で 30,000 円となっている。このほか、居室の電気代は各自負担し、共益費（水道、管理費として）を月 2,000 円納付することになっている。

## (7) 入居者の状況

## 1) 入居者の特性

## &lt;かたくりの園&gt;

施設ができた当初は「元気なお年寄り」を対象にしていたが、近年は「知的障害者」や「家庭内暴力のために避難的な利用をされるお年寄り」等、施設目的とは異なる利用が多くなっている。

## &lt;悠々館&gt;

入居者は自立できる人が、介護度 1 または 2 程度の人である。入居する理由としては身体的な理由よりも雪下ろしや雪による外出の困難さを主な理由とする人が多く、自ら望んで入居する人がほとんどである。温泉施設を併設しているため夏山冬里の感覚で利用されている。

## 2) 入居者数の推移

## &lt;かたくりの園&gt;

入居者数は現在 6 人（冬期居住者のみ）であり、冬期居住者は近年 4～6 人で推移している。

## &lt;悠々館&gt;

入居者数は現在 16 人、うち冬期居住者が 14 人とほとんどを占めている。平成 17 年までは冬期居住者は 10～12 人程度であったが、平成 18 年の豪雪年には 16 人と大幅に増加した。

## 3) 入居者の暮らしぶり

## &lt;かたくりの園&gt;

周辺に買物などのできる店はなく、移動も車以外は困難な場所にある。入居者の運動不足や人との交流が減ることなどが懸念されている。

## &lt;悠々館&gt;

施設への出入りは自由で外部の知り合いが訪ねてくることもある。居室に発信のみできる電話があるため、電話の利用が多い（子どもなどと話す）。

居室内に台所はなく共用の調理設備があるが、それにより個室に閉じこもりがちにならず、他の入居者と交流する機会が増え、調理したものを互いに食べ合ったりするなど、よい面も多い。

#### 4) 入居者の声

両施設とも、入居者は、雪による生活の不便さから解放されて施設に来るのを楽しみにしている様子であるが、次のような要望が聞かれる(アンケートより)

##### <かたくりの園>

- ・「来客時のことを考えて居間と寝室を分けた形にしてほしい。」
- ・「電気による調理なので鍋をこがすことがある。」

##### <悠々館>

- ・「居室の広さは十分だが、居室内に洗面所がほしい。」
- ・「冷蔵庫が小さすぎる」
- ・「ストーブが強くて部屋が暑すぎる」

#### (8) 高齢者宅の除雪等の制度

西和賀町では自宅の雪下ろし、自宅周りの除雪の困難な高齢者の負担軽減をねらいとして「福祉除雪」の制度を設けている。これは町が町民からの除雪要請に速やかに対応するため、福祉除雪支援事務局を通じて業者の斡旋依頼を行うもの(有償)である。

#### (9) 問題点・課題等

##### <施設面>

- ・「かたくりの園」は、高い土地に立地しているため、水の出が悪い時がある。
- ・「悠々館」は、段差などがあり、バリアフリー化が望まれる。

##### <運営面>

- ・近年通年利用者が他の介護施設に移るなどしてほとんどいない状態だが、このまま通年利用者がいなくなると維持費や人件費負担が大きく、夏期の休止も考えざるをえない。(「かたくりの園」担当者より)

#### (10) 冬期居住の展望

湯田地域には温泉旅館があるが、近年観光客の減少のため廃業した旅館がある。中には自炊のできる長期滞在型の旅館もあり、そのような旅館を冬期居住用に活用する余地があるのではないかと。また、操業を止めてしまった工場作業員の宿泊施設などもあり、活用の余地がある。しかし、いずれも管理者の配置などの体制が課題となる。

虚弱だが要介護に至っていない高齢者が冬期間のみ一時的に避難し、共同生活を送る施設は必要であり、国に補助事業の創設を望む。また、町の財政難の折、運営費の補助も望まれる。(担当者より)

## 5 - 3 - 5 生活支援ハウス「ぶなっち」 秋田県藤里町

## (1) 事例概要

位置図						
県名	秋田県	市町村名	藤里町	旧市町村名		
施設名称	藤里町生活支援ハウス「ぶなっち」					
市町村人口	4,242人 [H.18.10]	高齢化率	36.5% [H.18.12]			
設置年月	平成16年4月		冬期居住開始年月	平成16年4月		
事業名						
設置主体	藤里町		運営主体			
併設施設	デイサービス施設、社会福祉協議会					
利用期間	6か月以内					
入居条件	おおむね60歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある者及び家族等による援助を受けることが困難な者					
利用料金	収入に応じて14段階設定 (0~50,000円/月)		その他の 利用者負担	水道光熱費4~9月：9,000円、 10~3月：12,000円/月		
食事サービス	併設施設の給食、自炊も可。					
管理体制	常駐職員1人（うち日中：1人、夜間：1人）					
居室数	11室	1居室の広さ	24.5㎡	定員	10人	
居室内設備・備品	台所、トイレ、洗面台、収納、暖房器具、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電話					
共用設備・備品	食堂、台所、浴室、洗濯室、ホール、庭					
入居者数の推移 (単位：人)		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	現在
	入居者総数		4	9	10	10
	うち通年利用		4	5	6	6
	うち冬期居住		-	4	4	4

写真 5 - 23 「ぶなっち」の外観



写真 5 - 24 「ぶなっち」の室内



写真 5 - 25 手前が生活支援ハウス、正面の奥がデイサービスセンター



写真 5 - 26 生活支援ハウス内の共用洗濯機



## ( 2 ) 市町村の概況

藤里町は秋田県の最北端に位置し、青森県との県境は世界自然遺産に登録された広大なブナの原生林をもつ白神山地が連なっており、その雄大な自然を生かした観光振興等に力を入れている。高齢化率は平成 18 年 12 月で 36.5%となっている。

## ( 3 ) 施設整備の経緯

岩手県西和賀町(旧沢内村、旧湯田町)(事例 5、6)と同様、本施設も平成 2 年度から始まった厚生省(現厚生労働省)補助事業の「高齢者生活福祉センター」(平成 10 年度より「生活支援ハウス」)整備事業により整備された。

#### (4) 施設の概要

本施設は、平成 16 年に建設されたもので 7 事例の中では最も新しく、平屋建てで、手すりなどが随所に設置されており、高齢者仕様の施設となっている。

居室は 11 室あり、1 居室は 6 畳の和室に台所、トイレ、洗面台が付いて 24.5 m<sup>2</sup>となっている。居室には、その他エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電話などが備えてあり、新潟県柏崎市(旧高柳町)(事例 3)と同様、居室内で生活がほぼ充足し、生活の個別化が進んでいる。

また、「総合福祉センター」(デイサービス、認知症施設)を併設しており、本施設と渡り廊下でつながっている。

#### (5) 管理体制

日中、夜間とも職員がそれぞれ 1 人常駐している。

#### (6) 利用条件

利用条件は「藤里町生活支援ハウスの設置及び運営に関する条例」に定められており、おおむね 60 歳以上で、「身体が虚弱等のため、日常生活を営むのに支障がある者」または「住宅環境、高齢等のため独立して生活することに不安のある者」となっている。

利用できる期間は「6 か月を超えない範囲」であるが、更新により通年利用に移行しているケースもみられる。

利用料は所得に応じて 14 段階に分かれており、無料から最高で 50,000 円となっている。このほか、水道光熱費として 4~9 月は月 9,000 円、10~3 月は 12,000 円を一律納付することになっている。

#### (7) 入居者の状況

##### 1) 入居者の特性

入居者は、基本的には自立しているが、ヘルパーの必要な人や軽い認知症の人もいる。冬期居住は住宅の状況と本人の希望により入居が判断される。

##### 2) 入居者数の推移

入居者数は現在 10 人で、うち 4 人が冬期居住となっている。平成 17 年から冬期居住者は毎年 4 人で変わっていない。利用回数では 4 人のうち 3 人が初めて、1 人が 2 回目となっている。

##### 3) 入居者の暮らしぶり

買物は徒歩 5~10 分程度の所で行けるが、病院は町外にタクシーやバスで行くケースが多い。食事は自炊もできるが、デイサービスの給食も利用できる。現在完全自炊しているのは 1 人であり、他は給食利用となっている。入居者は何かあった時のために介護申請をしておくことになっている。

##### 4) 入居者の声

期間が過ぎても「居させてほしい」という人が多い。

(8) 平成18年豪雪について

平成18年豪雪では、4人が本施設に一時避難し、2月に入居申請を行った。この利用が冬期居住のはじめての利用であった。今年度は、昨年度の利用者が口コミなどで応募してきた者もあった。

(9) 高齢者宅の除雪等の制度

藤里町では自宅の雪下ろし、自宅周りの除雪の困難な高齢者(70歳以上対象)や身体障害者の負担軽減と安全確保をねらいとして「高齢者等宅除排雪事業」の制度を設けている。町社協が業者に依頼して行うものであり、1対象世帯につき1年度3回を限度としている。

(10) 問題点・課題等

冬期の入居希望者が年々増えているが居室数に限りがあるため入居できない人もいる。平成17年度から生活支援ハウスの運営費にかかる国庫補助が廃止され、維持管理についての助成が強く要望されている。町としては、運営・管理費の負担が大きく、利用料金の値上げを検討している。

(11) 冬期居住の展望

生活支援ハウスとしては、冬期居住という目的で入居するにしても、あくまで定められた期間内で行われ、延長する場合はその更新の形をとるものであり、施設側としては特別のケースとして扱うのではなく、生活支援ハウスの基準内で行われるものである、との認識がある。冬期居住に転用可能な既存施設としては、町営住宅や休館している温泉保養施設などが考えられるが、現在の財源では新たな施設整備は困難である。(担当者より)

## 5 - 4 冬期居住施設に関する問題点と今後の方向性

---

### 5 - 4 - 1 冬期居住施設の問題点

#### (1) 施設運営上の問題

今後の利用者増への対応、入居者の健康・生活支援サービスへの対応、施設老朽化への対応が求められる。

施設運営上の問題点等については21施設のうち9施設の回答があった。それらを分類すると、利用者の増加への対応、入居者の健康や生活等の支援に関わること、施設の老朽化等への対応に大別され、要約すると次のとおりである。

##### <利用者の増加への対応>

- 「現在は居室数と利用者数がほぼ均衡しているが、今後高齢化が進んでさらに利用者が増加することが考えられるので、施設のあり方、増設等を検討していかなければならない。」
- 「冬期間の利用希望者が年々増えているが、居室数に限りがあるため、入居できない人もいる。」
- 「冬期間だけでなくそのまま長期入所を希望する場合がほとんどで、通年利用になってしまうため、冬期間のみの入所希望があっても部屋が空かない状態である。」

##### <利用者の生活支援について>

- 「入居者の健康管理が課題で、入居者の定期的健康チェック、感染症等の予防に力を注いでいる」
- 「自炊が原則だが、食事サービスを毎日希望する者には介護保険サービスの訪問介護で対応している。」
- 「買物や通院等のための公共交通機関が乏しい。移動販売車の乗り入れ、宅配、親族の支援等で対応している。」

##### <施設の老朽化等>

- 「施設の老朽化が著しく、屋根も雨漏りしている。改修には大きな費用がかかり、存続か廃止かの選択を迫られている」

(2) 入居者留守宅の雪処理に関わる問題

入居者は留守宅の雪処理対応も事前に準備した上で入居しており、現在の入居者に限れば留守宅対応が障害になることはない。

「留守宅の雪処理」については、冬期居住施設の導入に際して大きな障害となると考えられてきたが、本調査の結果からは大きな問題になるとはいえないことがわかった。

入居者の留守宅の対応については、どの施設も原則として入居者の自己責任で対応することとなっており、自治体の支援制度が活用することで、留守宅の対応が図られているケースが多くみられた。

また、ヒアリング調査で確認できたこととして、冬期居住施設の入居者は、冬期居住を前提としてあらゆる準備をするものであり、当然自宅の雪処理についても各自が依頼した上で入居してくるとのことである。その担い手としては、隣近所や雪処理業者(大工が多数)等である。なお、冬期居住施設に入っている間は、基本的に自宅には一度も戻らないようである。

しかし、上記の結果は現在入居されている人たちを対象としたものであることに留意が必要である。入居していない人の中には、「留守宅への不安」を抱いている人も相当数いるものと推察される。

## 5 - 4 - 2 冬期居住施設・一時避難施設に対する自治体からの要望

## ( 1 ) 豪雪時の一時避難施設に関する国への要望等

豪雪時の一時避難施設に関して、自治体から国に要望することとしては、「高齢化の進行により、十分な除雪が行えず、一時避難が増える可能性があるので、その対応をしてほしい」、「施策等の実施にあたっては地元説明を十分行ってほしい」の2つの回答がみられた。

## ( 2 ) 冬期居住施策を推進する上での課題、国への要望事項

冬期居住施策を推進する上での課題、国への要望事項としては、9市町村が財政的な支援を挙げている。財政的支援の中でも建設費以外の運営費（人件費、その他ソフト的費用）への要望が強い。また、雪処理一般や豪雪時など臨時的対応への財政支援の要望もみられた。その他、「自宅が老朽化し、経済的にもほかに行き場のない高齢者が増えているので、そのような人が入居できるよう財政的支援をしてほしい」などの回答もみられた。

「冬期のみ利用」に関わる問題点を指摘するものもいくつかみられた。「冬期のみのため、職員（パートを含む）の配置が難しい」、「冬期のみから通年利用に移行したが、通年利用者で部屋が埋まってしまうと冬期のみ利用者が入居できなくなってしまう」という危惧の声である。さらに「高齢者を箱に閉じこめる施策」を疑問視する回答などがあつた。

### 5 - 4 - 3 冬期居住施設の今後の方向性

#### ( 1 ) 現在のニーズと施設供給のバランス

現在、需給バランスは均衡、しかし将来的には不足が懸念。

既存の施設の拡充や新たな冬期居住施設の必要性の有無をさぐるため、現在のニーズと施設定員のバランスについて聞いたところ、12 市町村の回答を得られ、「ニーズと施設定員がほぼ均衡している」が 10 市町村にのぼり、他の 2 町村（西和賀町、栄村）は「ニーズに対して施設定員が不足している」としている。現在のところはおおむねニーズと施設供給がバランスを保っていることがうかがえる。

#### ( 2 ) 冬期居住施設の整備・拡充構想・計画について

今後、利用者が増加するとの認識はあるが、具体的な施設整備計画はほとんどない。

冬期居住施設の整備構想・計画の有無については、21 市町村のうち 13 市町村の回答が得られたが、「計画あり」は 1 市町村のみ、「検討段階」も 1 市町村、他はすべて「未検討」となっており、現段階では冬期居住施設の整備について行政サイドで目立った動きのある自治体はわずかとなっている。

#### ( 3 ) 冬期居住施設の確保について

冬期居住施設を確保するにあたって、既存施設の有効活用の可能性とその問題点、新たな施設整備の可能性について聞いたところ、次のような回答が得られた。

##### 1 ) 既存施設の有効活用について

廃校（学校、保育園）、公営住宅、公民館、集会所等が想定されるが、経費が障壁。

既存施設の有効活用の可能性やその問題点については、21 市町村のうち 13 市町村の回答を得られた。

それによれば、廃校となった学校校舎、教室（保育園を含む）の利用可能性を挙げているのが 7 市町村と多くなっている。また、その際の問題としては、「施設改修費が大きいこと」、「管理人を配置する場合の人件費の確保が難しい」とするものなどがある。さらに廃校等の利用に関しては、「廃校を民間業者に貸与して活用する」、「廃校は短期的には活用できる」などの回答がみられた。

廃校以外では、市営住宅の活用（実際に冬期居住用、一時避難用として使用している自治体あり）、その他公民館、集会所等のコミュニティ施設の活用可能性を 4 市町村が挙げている。また、その際の改修費用の財源確保、町内会等との連携の必要を挙げている市町村もある。ただし、「公営住宅の冬期のみ確保は困難」としたり、災害時の避難場所となっている公共施設については、「居住施設として整備しているわけではないので、必要な物資の準備が常時できない」という回答もみられた。

費用面での一般的な指摘としては、「既存未利用施設の改修費用の財源確保が課題」とするもの、「高齢の年金生活者に高額な利用料負担は困難」とする回答がみられた。

## 2) 新たな施設の整備について

財政的な制約から困難との認識。

新たな施設の整備について、21 市町村のうち 10 市町村の回答を得られた。

それによれば、「高齢化に伴い、整備の検討が考えられる」という前向きな回答は 1 市町村にとどまり、新たな施設整備は「不要」が 1 市町村、「特に考えていない」が 3 市町村、「財政的に困難」が 4 市町村、「新規の建築は慎重にしなければならない」が 1 市町村と、ほとんど必要がないか困難としている。

## 5 - 5 新潟県湯沢町 高齢者世帯における冬期居住意向調査 (参考)

### (1) 調査の対象

新潟県湯沢町に居住する 65 才以上の世帯と障がい者等の世帯

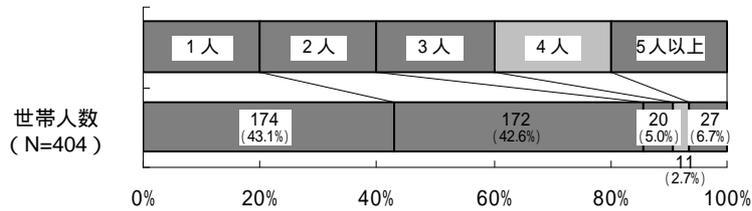
- ・ 郵送でお願いする世帯 : 主に 65 才以上 74 才までの世帯 (前期高齢者の世帯)
- ・ 聞き取り調査をする世帯 : 主に 75 才以上の世帯 (後期高齢者の世帯)

### (2) 調査の目的

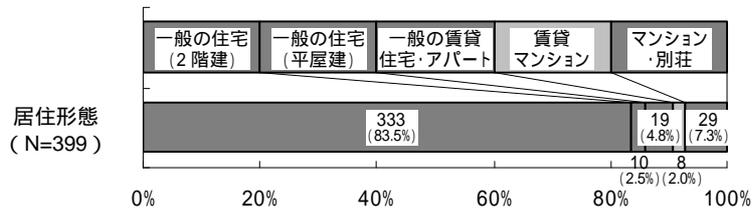
雪国で生活する私たちが、どのような生活環境であったら「安心して安全な」生活ができるのかについて調査を実施し、今後の福祉施策に資する。

### (3) 調査結果 (抜粋)

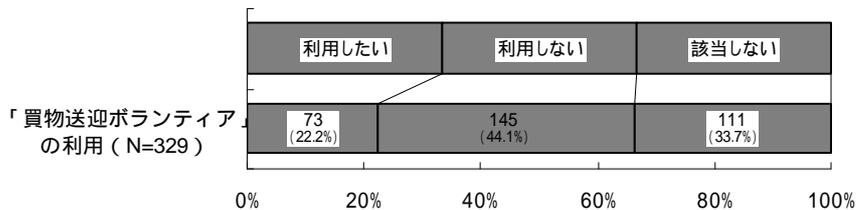
#### 1) 世帯人数



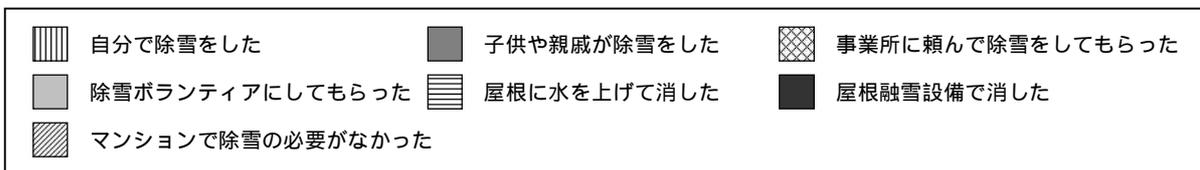
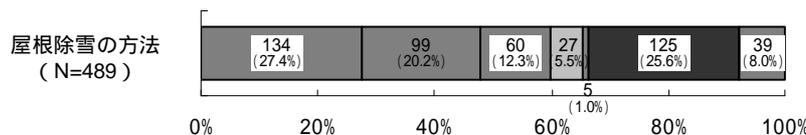
#### 2) 居住形態



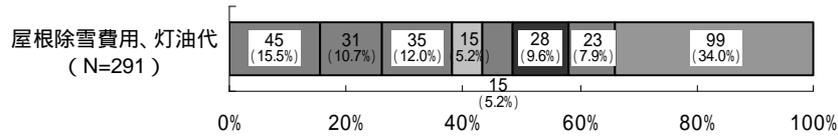
#### 3) 「買物送迎ボランティア」組織があるとした場合の利用意向



#### 4) 平成 18 年豪雪時の屋根雪除雪の方法



5) 平成 18 年豪雪時の屋根除雪賃金や灯油代金などの融雪代金

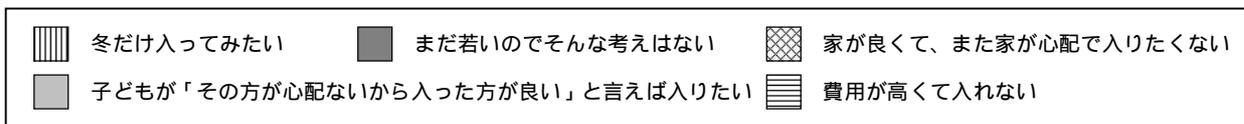
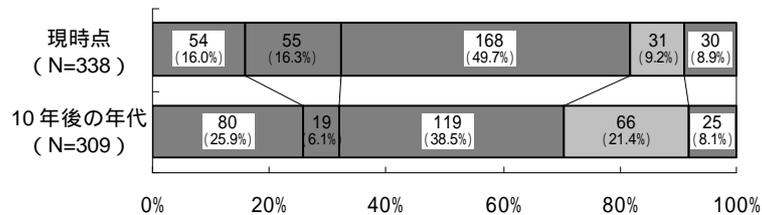


6) 冬期居住の意向

現時点ではあなたなら以下のような条件の家があったら、どのように思いますか  
10年後の年代になったと仮定しあなたはどのように思いますか

(条件設定)

条件 1	費用は光熱費・共通費・食事材料代などで1ヶ月 40,000 円と仮定します
条件 2	人数は 10 人程度で共同生活します
条件 3	食事は、ボランティアの方々と皆さんで協力して3食つくります
条件 4	生活する部屋はそれぞれ個人個人の部屋があります
条件 5	健康管理のために「けんこつ体操」などを行い健康の維持を図ります
条件 6	みんなと世間話しが出来るオープンスペース(場所)があります
条件 7	家の除雪はボランティアがします
条件 8	自分の家には自由に行ったり来たりできます



	冬だけ入ってみたい	子どもがすすめれば入りたい	計
現在	54人 (16.0%)	31人 (9.2%)	85人 (25.2%)
10年後	80人 (25.9%)	66人 (21.4%)	146人 (47.3%)

(4) 今後の方向性

- 本アンケート結果を今後の福祉行政に係る各種施策の検討に反映させていく。
- 現在湯沢町で進めている災害時等緊急時救援システムの構築に反映させていく。